資料2(別紙2) 令和5年10月26日 第5回当事者 検討チーム資料

第7期台東区障害福祉計画

(令和6年度~令和8年度) 中間のまとめ(案)

> 令和5年10月 台東区



台東区民憲章



あしたへ

江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち 台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らしが、今もあ ちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆく 住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを うけつぎ こころゆたかな まちにします おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします おもいやり ささえあい あたたかな まちにします みどりを いつくしみ さわやかな まちにします いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします







はじめに

00000

調整中



目 次

第1	章	計画の策定にあたって			1
	1	計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	3
	2	障害者支援に関する近年の国の政策動向について・・・・・・・・・	•	•	4
	3	計画の位置づけと各種計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	8
	4	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	8
	5	計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	9
	6	「成果目標」と「活動指標」について・・・・・・・・・・・・	•	•	10
	7	SDGsの達成に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	10
	8	第6期台東区障害福祉計画における主要事業の達成状況・・・・・・・	•	•	11
第2	章	障害者の状況	6	•	13
	1	障害者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	15
	2	各種施策の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	19
第3	章	障害者施策推進の基本的な考え方	•	•	35
	1	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	37
	2	計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	38
	3	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	40
第4	章	障害者施策推進の課題と取り組み			41
	施策	筒の方向性と施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	43
	基本	▶目標Ⅰ 共生社会実現に向けた取り組みの推進			
	施	施策の方向性1 障害への理解及び差別解消の推進・・・・・・・・・	•	•	44
	施	施策の方向性2 情報アクセシビリティの向上及び障害者の意思疎通支援の充実	•	•	49
	施	施策の方向性3 誰もが平等に参加できる社会の推進・・・・・・・・	•	•	56
	施	短策の方向性4 防災・安全・バリアフリーのまちづくり・・・・・・	•	•	62
	基本	▶目標Ⅱ 地域生活支援の充実			
	施	施策の方向性5 相談支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	70
	施	短策の方向性6 障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備・	•	•	78
	施	施策の方向性7 障害福祉人材の確保・育成・定着支援・・・・・・・	•	•	87
	基本	は目標Ⅲ 障害児支援の充実			
	施	施策の方向性8 成長段階に応じた切れ目のない支援・・・・・・・・	•	•	93
	施	施策の方向性9 発達障害児の支援体制の強化・・・・・・・・・・・	•	•	103
	施	施策の方向性 10 重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実・・・	•	•	109



基本目標IV 自立や生きがいに結びつく就労支援の充実 施策の方向性 11 就労の場と機会の充実・・・・・・・・ 第5章 成果目標と活動指標 119 第6期障害福祉計画における目標の進捗状況・・・・・・・・・ 121 2 第7期障害福祉計画における目標【成果目標】・・・・・・・・・・ 126 3 第7期障害福祉計画における目標(障害福祉サービス)【活動指標】・・・ 133 4 第7期障害福祉計画における目標(地域生活支援事業)【活動指標】・・・ 143 第6章 計画の推進に向けて 147 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・ • • • • • 149 2 PDCAサイクルとその実施・・・・・・ · · 150

※「第4章 障害者施策推進の課題と取り組み」

障害者基本法の第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画として、障害者の全般に関する施 策についての基本的事項を定めるものです。

※「第5章 成果目標と活動指標」

障害者総合支援法の第88条に基づく市町村障害福祉計画と児童福祉法の第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するための成果目標と活動指標を定めるものです。

本書は、「台東区カラーユニバーサルデザインガイドライン」に基づき、より多くの人に見やすく、 読みやすいようにデザインされた書体である「ユニバーサルデザインフォント」を使用しています。 また、カラーユニバーサルデザインに配慮し、より多くの人にとって見やすい配色に努めています。



第1章 計画の策定にあたって



第1章

計画の策定にあたって

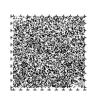
1 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、平成 17 年に障害者自立支援法が成立し、支援費制度における制度格差が解消されるとともに、障害福祉サービス等の具体的な目標を定める障害福祉計画の策定が義務づけられました。平成 25 年には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に改正され、障害者の範囲に難病等が追加されるとともに、障害支援区分の新設等が盛り込まれました。

一方、国際連合の障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」という。)の 批准を目指し、国内法の整備等が進められ、平成23年には障害者基本法の改正、平成 25年には障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律(以下「障害者差別解消法」 という。)の成立及び障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」 という。)の改正が行われました。これらの法制度整備等を踏まえ、平成26年1月に 同条約が批准されました。

本区では平成16年3月に障害者基本法に基づき、台東区障害者福祉計画(推進5か年プラン)を策定し、平成19年3月には障害者自立支援法に基づき、第1期台東区障害福祉計画を策定しました。平成21年度からはこの2つの計画を一体的なものとした台東区障害福祉計画を3年ごとに策定し、施策を推進してまいりました。更に、平成30年度の第5期台東区障害福祉計画からは、児童福祉法の改正に伴い、障害児福祉計画を含めて策定し、施策を推進しています。

第6期台東区障害福祉計画の期間中には、令和3年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、障害者差別解消法の改正、令和4年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)の施行、また、同年には、更なる障害者等の地域生活の支援体制の充実や障害者の就労支援及び障害者雇用の質の向上の推進等を図るため、障害者総合支援法及び関連法の改正が行われ、障害者の権利擁護や社会参加の推進に向けた環境整備が一層進められています。



これらの障害者施策に関する取り組みや関連法の整備、趣旨等を踏まえ、国では令和5年3月に第5次障害者基本計画(令和5年度~令和9年度)を策定し、共生社会の実現に向けた障害者施策の方向性が示されています。

こうした中で、障害者の重度化・高齢化や親亡き後の問題に加え、障害者やその家族を支える福祉人材の不足など、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、 区が担う役割はより重要なものとなっています。

そのため、本区では第6期台東区障害福祉計画の計画期間が令和5年度末で終了することから、国及び東京都の動向、社会情勢の変化、障害者のニーズ等を踏まえ、更なる障害者施策の推進に向けて新たに第7期台東区障害福祉計画を策定します。

障害者支援に関する近年の国の政策動向について

(1) 国の基本計画

第5次障害者基本計画(令和5年度~令和9年度)の概要

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加 し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会 参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

<各論の主な内容>

- 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
 - ●権利擁護の推進、虐待の防止●障害を理由とする差別の解消の推進
- 2. 安全・安心な生活環境の整備
 - ●住宅の確保 ●移動しやすい環境の整備等
 - ●アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
 - ●障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
- 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 - ●情報通信における情報アクセシビリティの向上 ●情報提供の充実等
 - ●意思疎通支援の充実 ●行政情報のアクセシビリティの向上
- 4. 防災、防犯等の推進
 - ●防災対策の推進 ●東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進



- ●防犯対策の推進 ●消費者トラブルの防止及び被害からの救済
- 5. 行政等における配慮の充実
 - ●司法手続等における配慮等
 ●選挙等における配慮等
 - ●行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
 ●国家資格に関する配慮等
- 6. 保健・医療の推進
 - ●保健・医療の適切な提供等 ●保健・医療の充実等
 - ●保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
 - ●保健・医療を支える人材の育成・確保 ●難病に関する保健・医療施策の推進
 - ●障害の原因となる疾病等の予防・治療
- 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
 - ●意思決定支援の推進 ●相談支援体制の構築
 - ●地域移行支援、在宅サービス等の充実 ●障害のあるこどもに対する支援の充実
 - ●障害福祉サービスの質の向上等
 - ●アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進等
 - ●障害福祉を支える人材の育成・確保
- 8. 教育の振興
 - ●インクルーシブ教育システムの推進
 ●教育環境の整備
 - ●高等教育における障害学生支援の推進 ●生涯を通じた多様な学習活動の充実
- 9. 雇用・就業、経済的自立の支援
 - ●総合的な就労支援 ●経済的自立の支援 ●障害者雇用の促進
 - ●障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
 - ●一般就労が困難な障害者に対する支援
- 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
 - ●文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
 - ●スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
- 11. 国際社会での協力・連携の推進
 - ●国際社会に向けた情報発信の推進等●国際的枠組みとの連携の推進
 - ●政府開発援助を通じた国際協力の推進等●障害者の国際交流等の推進



(2)関係法の動向

① 障害者差別解消法の改正(令和3年)

事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の 強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化すること が規定された。

② 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「医療的ケア児支援法」という。)の施行(令和3年)

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、公布・施行された。

- ③ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行(令和4年) 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的として、公布・施行された。
- ④ 児童福祉法の改正(令和4年)

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充などが規定され た。

⑤ 障害者総合支援法の改正(令和4年)

障害者等の希望する生活を実現するため、地域生活や就労の支援の強化などが規定された。

⑥ 障害者雇用促進法の改正(令和4年)

事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、 障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、障害者雇用の質の向上などが 規定された。

⑦ 難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)の改正(令和 4年)

難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることが規定された。



(3) 障害福祉計画の見直しの動向

主なポイント

本計画にあたっては、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定の基本指針(※)が、国から示されています。

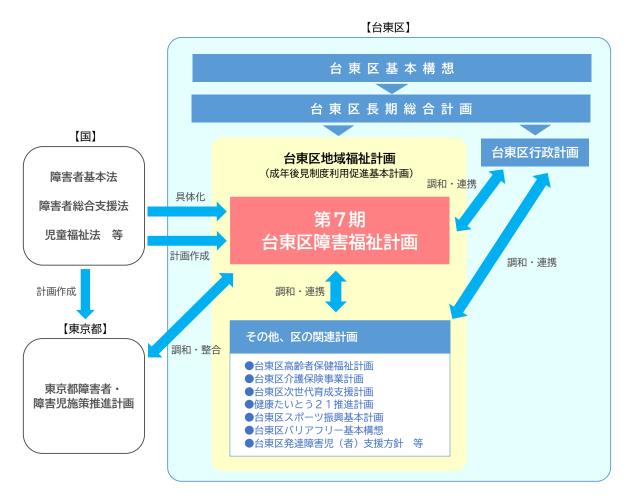
- (※)障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本 的な指針
- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ① よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ② 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ③ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他:地方分権提案に対する対応



3 計画の位置づけと各種計画との関係

本計画は、障害者基本法で定める市町村障害者計画、障害者総合支援法で定める市町村障害福祉計画(第7期)及び児童福祉法で定める市町村障害児福祉計画(第3期)に相当し、これらを一体的なものとして策定します。

また、本計画は、台東区基本構想、台東区長期総合計画及び台東区地域福祉計画を 踏まえるとともに、台東区行政計画等の諸計画と調和・連携する計画とします。



4 計画の期間

計画期間は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害 児福祉計画にかかる国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間 とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第6期	台東区障害福祉	計画	第7期	台東区障害福祉	計画



計画の策定体制

本区では、障害福祉の施策推進のための組織として、台東区障害者福祉施策推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置し、広く区民や関係者等から意見を聴取しています。推進協議会は、福祉・保健・医療・教育・就労の各分野の専門家や障害者団体、障害者及びその家族、地域住民により構成されており、本計画の策定にあたっても、推進協議会での議論を中心に策定を進めました。

また、多岐にわたる障害福祉施策の課題を検討するため、推進協議会の作業部会と して、当事者検討チームと庁内検討会を設置するとともに、台東区障害者地域自立支 援協議会(以下「地域自立支援協議会」という。)からも意見を聴取しています。

加えて、推進協議会への公募委員としての参画や、令和4年度に障害者実態調査、 令和5年度に本計画案に対するパブリックコメントを実施するなど、地域の方々から のご意見を伺いながら、検討・審議を行いました。

第7期台東区障害福祉計画

計画の検討

5

☆台東区障害者福祉施策推進協議会

構成委員

○各分野の専門家 ○障害者団体

○障害者及びその家族 ○地域住民

☆当事者検討チーム

令和5年度

☆庁内検討会

パブリックコメントの実施 (令和5年 12 月)

台東区障害者地域自立支援協議会 …素案等に対する意見の聴取

意見の聴取

令和4年度

障害者実態調査の実施



6 「成果目標」と「活動指標」について

本計画においては、計画の実効性をより高めるため、「成果目標」と「活動指標」を 掲げます。

○成果目標

本計画において成果目標とは、ある目的がどの程度達成されたかを測るものとします。国においても、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき成果目標を設定しており、自治体に対しそれぞれの成果目標を設定するよう示しています。

○活動指標

本計画において活動指標とは、成果目標の実現に向けて実施する活動の内容とします。国は、障害福祉サービス等の提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価するよう求めています。

7 SDGsの達成に向けて

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、わが国など先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」が位置付けられました。

SDGsでは、持続可能な世界を実現するために、「全ての人に健康と福祉を」や「質の高い教育をみんなに」のほか、「人や国の不平等をなくそう」など17の目標と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、その達成に向けて「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」 等の特に注力すべき8つの優先課題を掲げるとともに、具体的な取り組みとして「共 生社会の実現に向けた障害者施策の推進」、「特別なニーズに対応した教育の推進」や 「工賃向上計画支援等事業」の実施等が示されています。

本区においても、本計画にこれらに関連する取り組みを定め、計画の着実な推進を 図ることで、SDGsの達成につなげていきます。



8 第6期台東区障害福祉計画における主要事業の達成状況

基本目標		施策の方向性	取組内容	令和5年度末 までの目標	達成状況
I	1	障害への理解 及び差別解消 の推進	高齢者・障害者疑似体験	各年度 16 回	令和3年度 0回 令和4年度 22回 令和5年度 23回
利擁護の推	2	障害者の意思 疎通の促進	手話通訳者の養成人数	各年度 2人	令和3年度 0人 令和4年度 1人 令和5年度 2人
推進し	3 誰もが平等に 参加できる 社会の推進		障害者スポーツ(障スポ チャレンジ)参加人数	400人	令和3年度 179人 令和4年度 393人 令和5年度 400人
	4	相談支援の充実	基幹相談支援センターの 運営	充実	事例検討会の実施 令和3年度 1回開催 令和4年度 3回開催(うち2回は、スーパー バイザーを活用した検討会を実施) 令和5年度 3回開催(3回ともに、スーパー バイザーを活用した検討会を実施)
П			ショートステイの整備	実施	施設整備等を進めているが、令和6年度以降の 完了を予定
地域生活	5	障害者や家族 を支える多様 なサービス提	身体障害者グループホー ム等の整備	累計4か所 定員23人	令和3年度 累計3か所(定員19人) 令和4年度 累計3か所(定員19人) 令和5年度 累計3か所(定員19人)
地域生活支援の充実		供体制の整備	知的障害者グループホー ムの整備	累計 16 か所 定員 85 人	令和3年度 累計 16 か所(定員79人) 令和4年度 累計 16 か所(定員79人) 令和5年度 累計16 か所(定員79人)
実	6	福祉人材の 育成・充実	介護職等就職フェア	推進	令和3年度よりハローワークと連携して実施 令和3年度 1回開催 令和4年度 6回開催 令和5年度 6回開催
	7	防災・ 安全 ・ バリアフリー のまちづくり	避難行動要支援者にかか る個別支援計画の作成	実施	令和3年度より本格実施 令和3年度 86名 令和4年度 126名 令和5年度 118名
Ш	8	成長段階に応じ た一貫した支援		_	令和4年度 基本構想策定 令和5年度 基本計画策定
障害児支援の充実	9	発達障害児の 支援体制の強化	巡回訪問	各年度 140 件	令和3年度 136件 令和4年度 168件 令和5年度 170件
援の充	10	重症心身障害児 及び医療的ケア	コーディネーターの配置	実施	令和5年度より医療的ケア児等コーディネータ ーを配置
実		児への支援の充 実	重症心身障害児等の通所 事業所の整備	累計2件	児童発達支援
IV 支援の を しまれる これ ままれる これ これ ままれる これ ままれる これ ままれる これ ままれる これ ままれる これ	11	就労の場と	受注促進支援	実施	共同受注に対応できる作業場の整備、台東区産 業フェアへの出展、企業との連携による販売会 の実施
支援の充実に結びつく就労自立や生きがい		機会の充実	経営コンサルティング・ 自主製品の高付加価値化 などの支援	実施	工賃向上講習会やデザイナー等によるパッケージ・製品へのアドバイスなどの実施



第2章 障害者の状況



第2章

障害者の状況

1 障害者数

(1)身体障害者手帳所持者の状況

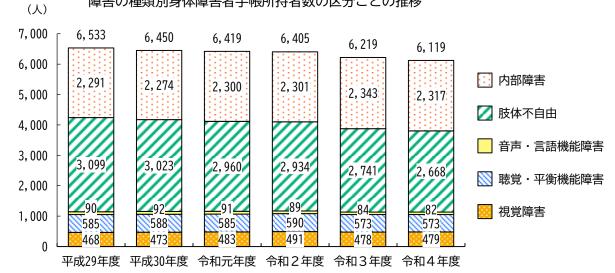
身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、令和4年度末の状況は、平成29年度と比 較して414人減少しています。障害の種類別にみると、肢体不自由43.6%、内部障害 37.9%で、全体の8割以上と、身体障害者手帳所持者の大部分を占めています。

身体障害者手帳所持者の状況

区分	合計	視覚障害	聴覚・ 平衡機能 障害	音声・ 言語機能 障害	肢体 不自由	内部 障害
総数(人)	6, 119	479	573	82	2,668	2, 317
構成比(%)	100	7.8	9.4	1.3	43.6	37.9
障害児(人)	87	3	13	0	49	22
障害者(人)	6, 032	476	560	82	2, 619	2, 295

資料:台東区行政資料集(令和4年度末現在)

障害の種類別身体障害者手帳所持者数の区分ごとの推移



資料:台東区行政資料集(各年度末現在)



(2) 愛の手帳(東京都療育手帳)所持者の状況

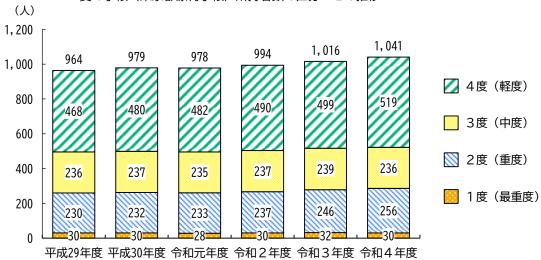
愛の手帳(東京都療育手帳)所持者は増加傾向にあり、令和4年度末の状況は平成29年度と比較して77人増加しています。区分ごとにみると、1度(最重度)及び3度(中度)は横ばいですが、平成29年度と比較して、2度(重度)は26人、4度(軽度)は51人の増加となっており、4度(軽度)が全体の約半数を占めています。

愛の手帳(東京都療育手帳)所持者の状況

区分	合計	1 度 (最重度)	2度 (重度)	3度 (中度)	4度 (軽度)
総数(人)	1,041	30	256	236	519
構成比(%)	100	2.9	24.6	22.7	49.8
障害児(人)	193	0	50	62	81
障害者(18~64 歳)(人)	691	25	187	131	348
障害者(65 歳以上)(人)	157	5	19	43	90

資料: 台東区行政資料集及び障害福祉課調べ(令和4年度末現在)

愛の手帳(東京都療育手帳)所持者数の区分ごとの推移



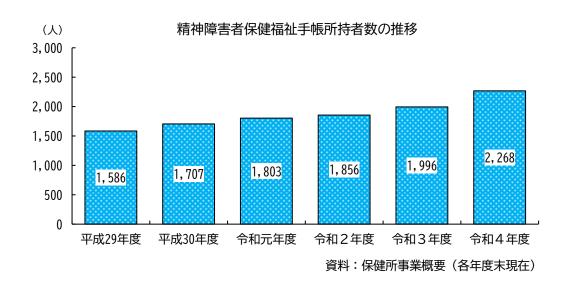
資料:台東区行政資料集(各年度末現在)



(3)精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

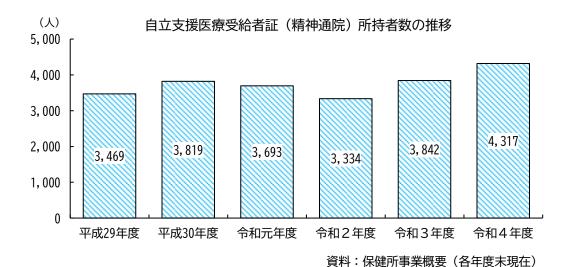
① 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者の令和4年度末の状況は、平成29年度からは682人の 増加となり、1.4倍以上の高い伸びとなっています。



② 自立支援医療受給者証(精神通院)所持者数

自立支援医療受給者証(精神通院)所持者の令和4年度末の状況は4,317人となって おり、平成29年度からは848人の増加となっています。



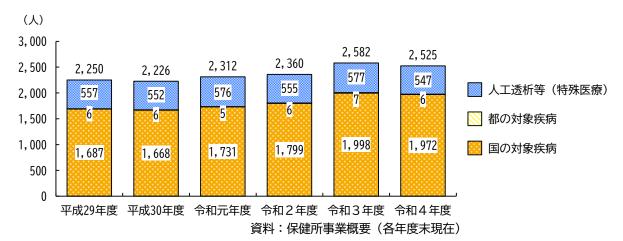


③ 特定医療費(指定難病)受給者証等所持者数

平成26年5月に難病法が公布され、平成27年1月1日から、新たな難病医療費助成制度が始まりました。制度開始時は、医療費助成の対象疾病(指定難病)として110疾病が指定されていましたが、順次拡大され、現在は338疾病が医療費助成の対象となっています。

また、東京都においては、本法律に基づく医療費助成の他に、東京都規則による難 病医療費助成を行っており、現在は8疾病(都単独疾病)が医療費助成の対象となっ ています。

令和4年度末の所持者数は2,525人となっており、前年度から微減となっているものの、平成29年度との比較では275人の増加となっています。



特定医療費(指定難病)受給者証等所持者数の推移



(1) 保育・教育・療育の状況

① 教育相談連携訪問回数

単位:回

						<u> </u>
	平成	平成	令和	令和	令和	令和
	29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
幼稚園・保育園・こども園	10	7	8	9	4	3
小学校	19	18	19	19	19	19
中学校	7	6	7	7	7	7
合計	36	31	34	35	30	29

資料: 台東区行政資料集(各年度末現在)

② 障害児の保育所利用者数

単位:人

						T 12 - 7 \
	平成	平成	令和	令和	令和	令和
	29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
身体	11	11	12	14	25	26
知的	95	97	99	110	100	108
その他	0	0	0	0	0	0
合計	106	108	111	124	125	134

資料:台東区行政資料集(各年度末現在)

③ 障害児のこどもクラブ利用者数

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度
こどもクラブ数(箇所)	22	25	24	24	24	24
(うち、障害児を受け入れ ているクラブ数)(箇所)	18	18	19	16	17	16
利用者数(人)	52	39	40	42	43	42

資料:教育委員会調べ(各年度4月1日現在)



④ 就学相談の状況

単位:件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
小学校	37	38	43	59	81	90
中学校	14	23	27	17	15	22
合計	51	61	70	76	96	112

資料:教育委員会調べ(各年度末現在)

⑤ 区立特別支援学級の設置状況

	区分		校名	学校数	学級数
			蔵前小学校		4
		小学校	松葉小学校	3	2
固定学級	知的障害		金竜小学校		4
		古学坛	柏葉中学校	2	4
		中学校	浅草中学校	2	1
通級指導学級	難聴・言語	小学校	黒門小学校	1	4
	難聴	中学校	柏葉中学校	1	1
特別支援教室	情緒障害等	小学校	全校 【拠点校】 平成小学校 谷中小学校 大正小学校 石浜小学校		
		中学校	全校 【拠点校】 御徒町台東中学校		

資料:教育委員会調べ(令和5年5月1日現在)



⑥ 区立特別支援学級の児童・生徒数推移

小学校

			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
固定	知的	(学級数)	7	7	7	7	8	10
学級	障害	(人数)	46	47	49	47	55	65
通	言語	(学級数)	4	4	4	4	4	3
通級指導学級	障害	(人数)	71	77	70	69	64	58
導学	## 17本	(学級数)	1	1	1	1	1	1
級	難聴	(人数)	9	7	7	6	7	5
特別支援 教室	情緒 障害等	(人数)	214	237	244	265	271	241
合語	÷4	(学級数)	12	12	12	12	13	14
	il	(人数)	340	368	370	387	397	369

資料:教育委員会調べ(各年度5月1日現在)

中学校

			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
	知的	(学級数)	4	4	5	5	6	5
	障害	(人数)	25	27	34	36	36	31
固定	## P#	(学級数)	1	1	1	1	1	1
固定学級	難聴	(人数)	5	10	9	13	8	9
	情緒	(学級数)	1	1				
	障害等	(人数)	4	7				
特別支援 教室	情緒 障害等	(人数)			44	62	66	50
合語	÷1	(学級数)	6	6	6	6	7	6
	il	(人数)	34	44	87	111	110	90

資料:教育委員会調べ(各年度5月1日現在)



⑦ 都立・国立特別支援学校の児童・生徒数

小学校

単位:人

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
都立・知的	30	31	35	38	38	43
都立・肢体	16	18	19	16	12	14
都立・聴覚	4	4	2	1	1	1
都立・視覚	1	0	0	0	0	0
都立・病弱	0	0	3	1	1	0
国立・知的	2	3	2	2	1	1
国立・肢体	0	0	0	0	0	0
国立・聴覚	0	0	0	0	0	0
国立・視覚	1	1	1	0	0	0
他区立・他都道府県立	3	2	0	0	0	0
合計	57	59	62	58	53	59

資料:教育委員会調べ(各年度5月1日現在)

中学校

単位:人

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
都立・知的	13	11	17	21	26	22
都立・肢体	3	4	4	5	6	7
都立・聴覚	2	2	3	2	2	2
都立・視覚	0	0	0	0	0	0
都立・病弱	1	0	0	2	1	0
国立・知的	2	1	0	1	1	1
国立・肢体	0	0	0	0	0	0
国立・聴覚	0	0	0	0	0	0
国立・視覚	0	1	1	1	1	1
他区立・他都道府県立	1	1	1	2	2	2
合計	22	20	26	34	39	35

資料:教育委員会調べ(各年度5月1日現在)



⑧区が運営している障害児通所支援事業所の利用状況

松が谷福祉会館こども療育室の利用状況

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
温光旧	(人数)	126	131	134	124	123	138
通所児	(延べ通所件数)	5,585	5,881	5,813	3, 351	4, 543	4, 466
±ロ≡火I日	(人数)	286	307	314	310	378	406
相談児	(延べ相談件数)	2,652	2, 435	2,525	1,904	2,629	2,743
巡回訪問	相談児数	307	333	315	227	318	365

資料:台東区行政資料集、松が谷福祉会館調べ(各年度末現在)

【参考】障害児の就園就学状況

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
未就園	13	12	7	4	10	3
私立保育園	11	14	17	20	23	30
公立保育園	18	11	17	18	19	21
私立幼稚園	20	26	22	16	21	26
公立幼稚園	40	40	36	32	21	31
こども園	11	17	19	24	18	17
認証保育所等	1	0	3	2	3	10
小学校	12	11	13	8	8	0
合計	126	131	134	124	123	138

資料:松が谷福祉会館調べ(各年度末現在)



(2)障害者の就労状況

① ハローワーク上野管内での障害者の職業紹介状況

身体障害者

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
登録者数(人)	688	717	744	749	793	824
就業者数(人)	449	447	452	439	416	431
求職中(人)	203	234	258	286	274	295
保留中(人)	36	36	34	24	103	98
登録者に占める 就労者の率(%)	65.3	62.3	60.8	58. 6	52. 5	52. 3

資料:ハローワーク上野調べ(各年度末現在)

知的障害者

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
登録者数(人)	260	272	287	285	295	298
就業者数(人)	202	207	213	212	202	200
求職中(人)	55	62	71	70	63	69
保留中(人)	3	3	3	3	30	29
登録者に占める 就労者の率(%)	77.7	76.1	74. 2	74. 4	68.5	67.1

資料:ハローワーク上野調べ(各年度末現在)

精神障害者

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
登録者数(人)	457	535	597	622	705	812
就業者数(人)	157	164	186	190	191	216
求職中(人)	290	355	395	418	425	510
保留中(人)	10	16	16	14	89	86
登録者に占める 就労者の率(%)	34. 4	30. 7	31.2	30.5	27. 1	26. 6

資料:ハローワーク上野調べ(各年度末現在)



② 区が運営している就学支援事業所の利用状況

台東区障害者就労支援室登録者の就労状況

単位:人

—————————————————————————————————————								
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度		
登録者	275	298	303	321	322	341		
延べ就職者数	29	31	28	19	42	41		
延べ離職者数	15	12	14	7	23	19		
就労継続者数	124	137	149	168	166	184		

資料:障害福祉課調べ(各年度末現在)

【参考】就職者の障害内訳

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
身体障害者	4	4	5	3	5	6
知的障害者	15	10	13	6	16	13
精神障害者	10	17	10	10	21	22
合計	29	31	28	19	42	41

資料:障害福祉課調べ(各年度末現在)

就労トレーニング実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
延べ実施課数(課)	45	40	40	25	23	34
延べ日数(日)	96	90	93	53	46	82
延べ参加者数(人)	215	180	190	102	84	137
就職者(人)	5	6	5	0	2	2

資料:障害福祉課調べ(各年度末現在)



(3)区が運営している生活介護事業所等の利用状況

松が谷福祉会館(障害者デイサービス、機能訓練室)の利用状況

通所者数

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
障害者 デイサービス	17	18	20	21	21	20
機能訓練室	18	18	18	17	15	14

資料:台東区行政資料集(各年度末現在)

通所者の利用状況

単位:件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
障害者 デイサービス	3, 706	3, 911	4, 106	3, 434	3, 622	3,875
機能訓練室	2, 592	2, 521	2, 234	1, 712	1, 726	1,658

資料:台東区行政資料集(各年度末現在)

(4)区が運営している相談支援事業所の利用状況

① 松が谷福祉会館(障害者自立支援センター)の利用状況

障害者自立支援センター相談件数

単位:件

		平成 29 年度			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
ピアカウンセリング		12	12 9 2 0		0	0	0
	利用援助	6, 179	7, 579	8, 225	7, 511	7,506	9,050
<u>—</u> 般	社会資源	360	206	260	218	144	206
般 相 談	社会生活力	175	110	48	54	23	33
	小計	6, 714	7, 895	8, 533	7, 783	7, 673	9, 289
合計		6, 726	7, 904	8, 535	7, 783	7, 673	9, 289

資料:台東区行政資料集(各年度末現在)



② 精神障害者地域生活支援センターあさがおの利用状況

生活相談件数

単位:件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
調整	1,261	1,313	1,313	477	770	747
電話	4, 179	4, 160	3, 798	2, 766	3, 100	3, 327
面接	1,008	684	603	255	404	356
ピアカウンセリング	0	0	0	0	0	0
訪問同行活動	207	190	190	24	55	38
ケースカンファレンス	69	56	11	4	8	6
合 計	6, 724	6, 403	5, 915	3, 526	4, 337	4, 474

資料:台東保健所調べ(各年度末現在)

指定相談件数

単位:件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
調整	2,584	1,947	1,057	1, 158	1,580	1,608
訪問同行活動	760	527	351	395	369	267
(うち、モニタリング)	206	320	195	208	177	223
ケースカンファレンス	105	81	47	39	63	58
(うち、担当者会議)	71	53	47	39	63	58
電話	2,088	1,747	2, 119	1,890	1,971	1,813
面接	395	299	176	74	80	81
合計	5, 932	4, 601	3,750	3, 556	4, 063	3,827

資料:台東保健所調べ(各年度末現在)

年間延べ利用者数

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
年間延べ利用者数	6,730	6, 404	5, 915	4, 563	6, 358	6,503

資料:台東保健所調べ(各年度末現在)



(5)区が実施している相談事業

① 精神保健福祉相談件数 (こころの健康相談)

単位:件

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
医師	訪問・面接等	62	62	55	36	62	55
/早/2事6年	訪問	766	763	593	515	519	506
保健師	面接・電話等	5,907	5, 731	5, 846	4, 954	4, 391	3,807

資料:保健所事業概要(各年度末現在)

②精神障害者社会復帰相談事業 (発達障害者デイケア)

単位:件

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
=	回数(回)	47	48	44	19	42	42
実施状況	実人数(人)	8	8	5	2	4	2
) 	延人数(人)	95	102	70	33	71	34
利用状況年度書	見学・体験のみ	1	3	3	0	1	1
│	継続	3	4	1	2	2	1
j o	終了	4	1	1	0	1	0

資料:保健所事業概要(各年度末現在)



③ 虐待相談件数

令和3年度

単位:件

			内訳		障害	者虐待	と認定 内容	した場	合の		2 - 11
類型	件数	認定あり	認定なし	その他	身体的	性的	心理的	放棄・放置	経済的	備考	
養護者による障害者虐待	4	1	2	1	1	0	0	0	0	身体障害 身体・知的障害 知的障害	2件 1件 1件
施設従事者等による 障害者虐待	10	4	6	0	0	0	4	1	0	身体障害 精神障害 身体・知的障害 知的障害 不明	1件 1件 1件 6件 1件
使用者による障害者虐待	2	0	0	2	0	0	0	0	0	身体障害 不明	1件 1件
小計	16	5	8	3	1	0	4	1	0		
その他(分類不可)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	16	5	8	3	1	0	4	1	0		

資料:障害福祉課調べ(各年度末現在)

令和4年度

単位:件

			内訳		障害	者虐待	と認定 内容	した場	合の		2 - 11
類型	件数	認定あり	認定なし	その他	身体的	性的	心理的	放棄・放置	経済的	備考	
養護者による障害者虐待	8	3	5	1	3	0	0	0	0	身体障害 知的障害 精神障害	4件 1件 3件
施設従事者等による 障害者虐待	12	3	9	0	3	0	1	1	0	身体障害 身体・知的障害 知的障害 精神障害	2件 4件 5件 1件
使用者による障害者虐待	2	1	1	0	0	0	1	0	1	身体障害 精神障害	1件 1件
小計	22	7	15	1	6	0	2	1	1		
その他 (分類不可)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	22	7	15	1	6	0	2	1	1		

資料:障害福祉課調べ(各年度末現在)



④ 障害者差別に係る相談件数

令和3年度

単位:件

		相	内	訳	障	害者	差別と	二判断	iした	件数の	の障害	の種	別	十四・川
	類型	相談件数	該当	非該当	視覚	聴覚	肢体	内部	知的	精神	発達	難病	その他	備考
行政機	不当な差別 的扱い	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
行政機関等	合理的配慮 の不提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不当な差別 的扱い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
者	合理的配慮 の不提供	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小	i t	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
₹(の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合詞	 }	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

資料:障害福祉課調べ(各年度末現在)

令和4年度

単位:件

		相	内	訳	障	害者	差別と	2判断	fした	件数(の障害	の種	別	
類型		相談件数	該当	非該当	視覚	聴覚	肢体	内部	知的	精神	発達	難病	その他	備考
行政機	不当な差別 的扱い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
行政機関等	合理的配慮 の不提供	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業者	不当な差別 的扱い	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
者	合理的配慮 の不提供	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小	it	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
₹0	か他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合詞	 }	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

資料:障害福祉課調べ(各年度末現在)



(6)区内施設一覧

施設名	サービス	開設 年度	現員(人)	定員(人)
	児童発達支援		35 人	2E 1
	放課後等デイサービス	1	0人	35人
 松が谷福祉会館	生活介護	S50	20 人	20人
がいて、日本田川大路	地域活動支援センター (機能訓練)	330	13人	_
	相談支援		-	_
障害者就労支援室	_	H16	登録者	\$341人
つばさ福祉工房	生活介護	Н6	23 人	30人
生活介護りゅうせん	生活介護	R4	7人	20人
あひるの家	脳卒中等中途障害者作業所	Н8	6人	_
こばと園	心臓病児対象通所訓練施設	S51	7人	_
フロム千束	福祉ホーム	Н6	入居 9 体験 2人	入居 9人 体験 2人
グループホームまぁる	身体障害者グループホーム	R4	6人	6人
アポロ	重度身体障害者グループホーム	H13	4人	4人
りんご村	宿泊訓練等	S62	9人	_
地域生活支援センター ささら	生活介護	H21	17人	20人
	施設入所支援		30人	30人
障害者支援施設	生活介護	1122	74 人	80人
浅草ほうらい	日中一時支援	H22	_	5人
	短期入所(ショートステイ)		_	10人
こうめ	就労継続支援A型	H26	16人	20人
	就労継続支援A型	H28	15 人	20人
HOPE	就労継続支援B型	R1	10人	10人
	就労移行支援	R1	_	10人
HOPE (第2)	就労継続支援B型	R1	18 人	18人
ナロレミ短が <i>作</i> 要式	就労継続支援B型	S55	15 人	14人
たいとう福祉作業所 	生活介護	H30	7人	6人
たいとう第二福祉作業所	就労継続支援B型	S60	17人	20人
たいとう第三福祉作業所	就労継続支援B型	Н3	20 人	20人
たいとう第四福祉作業所	就労継続支援B型	H6	19 人	20人
浅草みらいど「ユニバース」	生活介護	R2	15 人	25 人
浅草みらいど「ルーツ」/浅草 みらいど「ルーツ」おあしす	就労継続支援B型	R2	18人	20人



施設名	サービス	開設 年度	現員(人)	定員(人)
たいとう寮	知的障害者グループホーム	H13	入居 4人 体験	入居 4人 体験
たいこう気		ПІЗ	4人	4人2人
	短期入所(ショートステイ)		_	2人
グループホームまつば	知的障害者グループホーム	H29	10人	10人
いずみ寮	知的障害者グループホーム	H6	4人	4人
 千草寮	知的障害者グループホーム	Н9	4人	4人
グループホームりゅうせん	知的障害者グループホーム	R3	入居 9人 体験 1人	入居 9人 体験 1人
クローバー	知的障害者グループホーム	H18	4人	4人
リーフ	知的障害者グループホーム	H20	4人	4人
コットン	知的障害者グループホーム	H23	4人	4人
ジンジャー	知的障害者グループホーム	H30	4人	4人
マロン	知的障害者グループホーム	H31	4人	4人
柳北ほうらい	知的障害者グループホーム	H23	4人	4人
今戸ほうらい	知的障害者グループホーム	H25	6人	6人
フォレストA	知的障害者グループホーム	R3	5人	5人
フォレストB	知的障害者グループホーム	R3	5人	5人
のんのハウス浅草橋	知的・精神障害者グループホーム	R1	3人	3人
のんのハウス浅草橋 アネックス	知的・精神障害者グループホーム	R1	5人	5人
いっそう千束	精神障害者グループホーム	R3	4人	4人
リズムホーム西浅草	知的・精神障害者グループホーム	R4	9人	10人
精神障害者地域生活支援 センターあさがお	地域活動支援センター	H17	362 人	_
たいとう倶楽部	地域活動支援センター	H5	16人	20 人
耕房"光"	就労継続支援B型	S63	20人	20 人
耕房"輝"	就労継続支援B型	H7	20人	20 人
かれん	就労継続支援B型	Н3	18人	20 人
on+	就労継続支援B型	H28	18人	20 人
3 B実用芸術研究所	就労継続支援B型	H28	23 人	20 人
さら就労塾@ぽれぽれ/ 秋葉原	就労移行支援	H23	16人	20 人
リファイン就労支援センター	就労移行支援	H25	60人	60 人
ありがとう	就労移行支援	H26	15 人	20 人
メルディア	就労移行支援	R3	20人	20 人



施設名	サービス	開設 年度	現員(人)	定員(人)
	就労継続支援B型	H28	10人	14 人
すてっぷつばさ	就労移行支援	H28	2人	6人
	就労定着支援	H30	0人	_
こすもす浅草橋	就労継続支援B型	H27	30人	20人
ガリ クーわ カンパッチ レン・フ	生活介護	112.4	6人	6人
ダルク・セカンドチャンス	自立訓練	H24	14人	14 人
インテグレーションセンター上野	自立訓練	R2	35 人	35 人
第1チェリーハウス	通過型グループホーム	Н8	3人	7人
第2チェリーハウス	通過型グループホーム	H14	4人	6人
ふるさとホーム台東第一ユニット	通過型グループホーム	R3	7人	7人
ふるさとホーム台東第二ユニット	通過型グループホーム	R3	6人	6人
ふるさとホーム台東第三ユニット	通過型グループホーム	R3	7人	7人
結ふる美谷東京	放課後等デイサービス	H24	19人	10人
リエゾン浅草橋	放課後等デイサービス・ 児童発達支援	H26	61 人	10人
コラゾン浅草橋	放課後等デイサービス・ 児童発達支援	H24	48 人	10人
リエゾン上野	児童発達支援	H28	58人	10人
スマートキッズプラス南千住	放課後等デイサービス	H25	34 人	10人
スマートキッズジュニア元浅草	放課後等デイサービス	H26	21人	10人
つばさ放課後クラブ	放課後等デイサービス	H26	21人	10人
オアゾ子供クラブ	放課後等デイサービス	H28	12人	10人
ろぐ	放課後等デイサービス・ 児童発達支援	R3	25 人	10 人
ほわわ台東	児童発達支援	H25	19人	5人
ファーストシーンドリーム浅草橋	放課後等デイサービス・ 児童発達支援	R4	79 人	10人
放課後等デイサービス 獏のたまご	放課後等デイサービス	R4	23 人	10人
Quirky北上野	児童発達支援・ 保育所等訪問支援	R4	21 人	10人
放課後等デイサービス Bloom Kids	放課後等デイサービス	R4	16人	10人
ほおずきの家	放課後活動等	S63	15 J	
1840.9 C (V)家	宿泊訓練等	H2	15 人	_
ファーストシーン夢くらぶ浅草橋	短期入所(ショートステイ)	R2	_	3人
ファーストシーン夢くらぶ浅草橋 プレミア	短期入所(ショートステイ)	R4	_	3人



計画相談支援事業所

事業所名	身体	知的	精神	児童	難病等
相談支援センターアップル	0	0		0	
つばさ相談支援センター	0	0			
相談支援センターほおずき	0	0	0	0	0
耕房"望"			0		
松が谷福祉会館	0	0		0	
巴 三ノ輪	0	0	0	0	0
かけはし	0			0	
相談支援センターつなぐ	0	0	0	0	0
障害者支援施設浅草ほうらい	0	0		0	
自立生活センターたいとう	0	0	0	0	0
サクラネ相談支援	0	0	0	0	0
精神障害者地域生活支援センターあさがお			0		



第3章 障害者施策推進の基本的な考え方



第3章

障害者施策推進の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法では、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念のもと、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこととしています。

また、障害者総合支援法では、全ての障害者及び障害児が、可能な限り身近な場に おいて必要な支援を受けられることにより、社会参加の機会及びどこで誰と生活する かの選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられな いことを基本理念としています。

台東区の基本構想においても、「いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちの実現」 を基本目標の一つに掲げ、地域で互いに支え合い、つながりを大切にすることは、誰 もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けていくために必要不可欠なこと であるとしています。

本計画では、これらの障害者に関する法の理念や国の第5次障害者基本計画(令和 5年度~令和9年度)、台東区基本構想の趣旨及び台東区地域福祉計画の基本理念等 を踏まえ、以下のとおり、第7期障害福祉計画の基本理念を定めました。

誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら、 住み慣れた地域で、いきいきと暮らせる社会の実現



2 計画の目標

基本理念に基づく社会を実現するため、第6期台東区障害福祉計画策定後の国の動向や、区の障害福祉の現状等を踏まえながら、次の4つの基本目標を掲げ、その実現に向けて取り組むべき施策の方向性を11に整理し、国の基本指針等を踏まえた目標を取りまとめました。

基本目標 I 共生社会実現に向けた取り組みの推進

障害の有無に関わらず、全ての人がお互いを尊重し、支え合い、誰もがいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、障害への理解促進や差別解消の推進、情報アクセシビリティの向上やICTの活用による障害者の意思疎通の推進、障害者スポーツの推進、防災・防犯対策の推進や公共施設等のバリアフリー化の充実などの取り組みを推進します。

基本目標Ⅱ 地域生活支援の充実

住み慣れた地域で障害者や家族が安心して暮らしていくため、障害福祉サービスの入り口となる相談支援の充実や、本人や家族を支える多様なサービス提供体制の整備を進めます。また、それらの障害福祉サービスを提供する人材の確保・育成・定着支援なども含め、障害者の地域生活を支える取り組みをより一層推進します。

基本目標Ⅲ 障害児支援の充実

全ての子供が健やかに成長するよう支援するため、保健、医療、保育、教育、就労 支援等の関係機関と連携を図りながら、障害児及びその家族に対して乳幼児期から学 校卒業まで、成長段階に応じた切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

また、発達障害児の支援体制の強化に加え、重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。



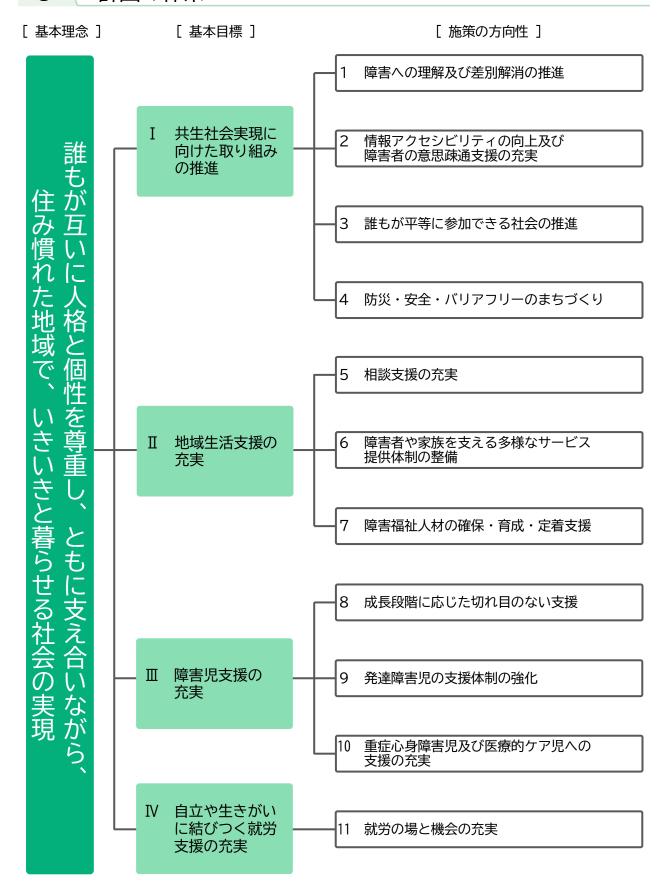
基本目標IV 自立や生きがいに結びつく就労支援の充実

就労は、暮らしの充実や生きがいなどに結びつきやすい大きな要素でもあり、障害者が地域で自立した生活を送るには、就労などの経済的基盤の確立が不可欠です。就労を希望する障害者が安心して就労にチャレンジすることができるよう、きめ細かい就労相談や日常生活への支援に加え、地域のネットワークを活用しながら雇用促進に向けた取り組みを推進します。

また、一般就労に移行することが困難な障害者に対しても、働くことの喜びや達成 感を得ながら、地域において充実した生活が送れるよう、福祉的就労等の支援を行い ます。



3 計画の体系





第4章 障害者施策推進の課題と取り組み



第4章

障害者施策推進の課題と取り組み

■ 施策の方向性と施策の体系

	施策の方向性	施策
1	障害への理解及び差別解消の推進	【1】障害への理解及び差別解消の推進 【2】虐待防止・養護者への支援の実施 【3】権利擁護の取り組み
2	情報アクセシビリティの向上及び障害者の 意思疎通支援の充実	【1】情報アクセシビリティの向上 【2】手話言語の理解と利用の促進 【3】多様な意思疎通手段の理解と利用の促進
3	誰もが平等に参加できる社会の推進	【1】地域福祉の推進 【2】障害者団体自主活動支援、文化活動支援 【3】障害者スポーツの推進
4	防災・安全・バリアフリーのまちづくり	【1】防災・防犯対策の推進 【2】感染症対策の推進 【3】公共施設等のバリアフリー化の充実
5	相談支援の充実	【1】相談支援体制の充実 【2】地域自立支援協議会の運営 【3】地域生活支援体制の充実 【4】住宅相談等の支援 【5】ピアサポートの実施
6	障害者や家族を支える多様なサービス提供 体制の整備	【1】在宅生活を支えるサービスの充実 【2】居住環境の整備 【3】日中活動の場の整備 【4】障害者の高齢化への対応 【5】リハビリテーションの実施
7	障害福祉人材の確保・育成・定着支援	【1】サービスを担う人材の確保・資質向上 【2】ヘルパーの養成 【3】手話通訳者の養成 【4】福祉ボランティアの育成・活動支援
8	成長段階に応じた切れ目のない支援	【1】障害の早期発見 【2】年齢に応じた支援の推進【乳幼児期】 【3】年齢に応じた支援の推進【学齢期】 【4】年齢に応じた支援の推進【学校卒業に向けた 支援】 【5】乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援 【6】障害児の日中活動の場の充実
9	発達障害児の支援体制の強化	【1】早期発見体制の推進 【2】相談・支援体制の充実 【3】継続支援体制の強化 【4】普及・啓発の促進
10	重症心身障害児及び医療的ケア児への支援 の充実	【1】重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の 充実
11	就労の場と機会の充実	【1】安心してチャレンジできる体制の整備 【2】就労意欲促進の取り組み 【3】地域のネットワークによる支援 【4】一般就労を継続できる支援体制の推進 【5】福祉的就労をしている障害者への支援

- <各施策に係る主な取り組みについて>
 - ※次ページ以降の★の付いた施策は新規・充実
 - ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業の全部を中止又は
 - 一部延期したものについては、事業量を「中止」と表記しています。



基本目標I

共生社会実現に向けた取り組みの推進

施策の方向性1 障害への理解及び差別解消の推進

- ・障害者が安心して日常生活や社会生活を送れるようにするためには、施設整備(ハード面)だけではなく、障害の有無等に関わらず、全ての人がお互いを尊重し助け合う「心のバリアフリー」が重要です。令和2年に改正された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)においても、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト面での対策強化等の必要性が記載されています。
- ・平成26年、日本は障害者権利条約を批准しました。条約の締結に先立ち、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の成立など障害者のための制度改革が行われました。その結果、長い間、法制度の谷間となっていた障害者の権利擁護について、その重要性が少しずつ浸透しはじめたところです。また、令和5年3月に策定された国の第5次障害者基本計画においても、障害者権利条約との整合性を確保する視点から、「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」に関する分野が「基本的な方向」の先頭に位置付けられており、共生社会の実現に向けた取り組みとして、差別解消や権利擁護の推進の重要性が改めて認識されています。
- ・障害者実態調査においては、障害者差別解消法の認知度が障害者で29.3%、障害児で38.5%、障害者虐待防止法の認知度が障害者で39.4%、障害児で55.4%となっており、いずれも認知が進んでいるとは言えない状況です。一方、障害者が地域で安心して暮らすために重要と思う施策として、「障害に対する理解の促進」が障害者で44.4%、障害児で50.8%と、半数程度の人が重要であると回答しています。
- ・成年後見制度については、障害者実態調査において、認知度が62.6%と一定程度進んでいるものの、制度の利用意向に関しては「わからない」が49.2%と約半数を占めており、制度の利用を支援する取り組みや仕組みづくりが重要となります。

《施策の取り組み》

【施策1】障害への理解及び差別解消の推進

【施策2】虐待防止・養護者への支援の実施

【施策3】権利擁護の取り組み



【施策1】障害への理解及び差別解消の推進

《現状と課題》

- ・障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止等を定 めた障害者差別解消法が平成 28 年4月に施行されました。これを受けて、東 京都でも差別解消の取り組みを一層進めるため、東京都障害者への理解促進及 び差別解消の推進に関する条例(以下「障害者差別解消条例」という。)が平成 30年 10月に施行されました。しかしながら、障害者実態調査では、障害者で 15.8%、障害児で 13.9%が障害を理由とする差別を感じたことがあると答え ています。
- ・令和3年5月には障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から民間事業者 による合理的配慮の提供が、努力義務から法的義務へと変わるため、今後も周 知・啓発が必要となります。

《主な取り組み》

No. 1	 障害者差別解消法の周知・啓発★	人権・多様性 推進課
		障害福祉課

障害者差別解消法に関する講習会の開催や関係機関の研修会等での情報発信などにより、 「障害を理由とする不当な差別の禁止、障害者に対する合理的配慮の不提供の禁止」を規定 している障害者差別解消法の周知・啓発に努めます。

また、改正障害者差別解消法の施行に合わせて、区内飲食店等に改正内容の周知・啓発を 行います。

No. 2	障害への理解促進、意識啓発★	人権・多様性 推進課 障害福祉課 保健予防課
禁体や研修	X会 キキギキか広報棋体かど おらゆる機会を切って陪宝//	の理解の促進を音

講座や研修会、さまざまな広報媒体など、あらゆる機会を捉えて障害への理解の促進、意 識啓発を行うとともに、「耳マーク」や「ほじょ犬マーク」、「ヘルプマーク」などの障害者 に関するシンボルマークについて区民への広報・啓発に努めます。



施策の方向性1 障害への理解及び差別解消の推進

No. 3 障害者等の疑似体験

福祉課 障害福祉課 松が谷福祉会館

「心のバリアフリー」を推進するため、区役所や区立小中学校において、区民、児童・生徒を対象として、障害者や高齢者の疑似体験事業を行うことで、障害等への理解の促進・啓発を行います。





【疑似体験の様子】



【施策2】虐待防止・養護者への支援の実施

《現状と課題》

- ・平成 24 年度に障害者虐待防止法が施行され、本区では、同法の円滑な施行に 向けて障害者虐待防止センターを設置しました。
- ・障害者虐待防止センターを中心として、関係機関が緊密に連携しながら、障害者に対する虐待の防止、早期発見・早期対応の取り組みを推進するとともに、 虐待防止に関する啓発を行うことが必要です。
- ・障害福祉サービス事業者等への指導の機会等を通じて、虐待防止研修の受講や 従業者への研修の実施等、虐待防止の意識向上につながる働きかけを継続的に 実施していくことが重要です。

《主な取り組み》

No. 4 障害者虐待防止センターの運営

障害福祉課 保健予防課

障害者相談支援専門員による 24 時間 365 日の相談支援、虐待を受けている障害者が一時 的に避難可能な施設の確保、養護者に対する相談・助言・虐待防止に関する講演会等を実施 します。

No. 5

各関連機関と障害者虐待防止センターとの連携

障害福祉課 松が谷福祉会館 保健予防課 など

地域の相談支援事業所や児童関連機関の職員等が参加する地域自立支援協議会において、 虐待事例の情報共有や対応方法の検討を行うとともに、子ども家庭支援センターや松が谷福 祉会館こども療育室、地域包括支援センター等と、障害者虐待防止センターが連携して虐待 防止に努めます。



施策の方向性1 障害への理解及び差別解消の推進

【施策3】権利擁護の取り組み

《現状と課題》

- ・障害者が、安心して自立した生活を送るためには、適切な福祉サービスが選択 できるとともに、財産や権利が守られなければなりません。
- ・判断能力が十分ではない人の財産・権利を守る成年後見制度について、必要と する人が適切に制度を利用できるよう、体制の整備等も含めた取り組みが今後 も必要です。

《主な取り組み》

No. 6 成年後見制度における中核機関の設置★

福祉課 社会福祉協議会

社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の利用者と後見人等のサポート等を調整する中核機関や、より良い支援に向けた関係機関による会議体の設置等、地域連携のネットワークづくりに向けた取り組みを推進します。

No. 7 成年後見制度の利用支援

福祉課

社会福祉協議会

社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の普及啓発を行います。また、本人又は親族による審判申立が困難な場合の区長申立、費用負担が困難な人に対する後見報酬等の助成、成年後見制度の担い手となる市民後見人の育成・支援により、制度の利用を支援します。

No.8 福祉サービスの利用援助等

福祉課

社会福祉協議会

障害者等が安心して生活できるよう、社会福祉協議会が行う福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等の地域福祉権利擁護事業を支援します。



施策の方向性2 情報アクセシビリティの向上及び障害者の意思疎通支援の充実

- ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進を図るため、令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行されました。
- ・障害者と障害のない人の意思疎通を支援する手段は、コミュニケーションボードによる 意思の伝達や、聴覚障害者への手話通訳・要約筆記、盲ろう者への触手話・指点字、視 覚障害者への代読・代筆などがあり、障害者の社会参加の側面からも非常に重要です。
- ・これらの障害特性に配慮した意思疎通支援について、その重要性の周知・啓発を図ると ともに、一人ひとりのニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者を 養成していくことが求められます。
- ・本区では、令和2年4月に障壁のない多様性が尊重される共生社会の実現をより一層推進するため「手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例」(以下「台東区手話言語条例」という。)を施行しました。条例で定める基本理念を実現するため、多様な意思疎通手段に対する理解を促進し、普及啓発を図るための施策を推進する必要があります。
- ・本区においても広報など情報発信の際には、全ての人が情報を取得することが可能となることを目指して、情報アクセシビリティの向上に努めています。

《施策の取り組み》

【施策1】情報アクセシビリティの向上

【施策2】手話言語の理解と利用の促進

【施策3】多様な意思疎通手段の理解と利用の促進



【施策1】情報アクセシビリティの向上

《現状と課題》

- ・障害者実態調査においては、充実を希望する情報媒体として「スマートフォン・タブレット等のアプリ」が障害者で 21.7%、障害児で 30.8%と高くなっています。
- ・障害者の情報アクセシビリティの向上とデジタル・ディバイドの解消を推進するためには、障害の特性や状態、生活環境など、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応を図る必要があります。
- ・本区では、より多くの人に利用しやすい配色を行うカラーユニバーサルデザインや、できるだけ多くの人に見やすくデザインされた書体であるユニバーサルデザインフォントを推進していくために、印刷物等を作成する際に必要となる知識と配慮事項をまとめた台東区カラーユニバーサルデザインガイドラインを作成しています。

《主な取り組み》

No. 9 障害者のICT活用の推進★

障害福祉課

障害者の情報アクセシビリティの向上を図るため、ICT機器の活用や、障害者一人ひとりの状況に応じた情報提供の取り組みを推進します。

No. 10 障害者のデジタル・ディバイド解消の推進★

障害福祉課

障害者のデジタル・ディバイドを解消するための取り組みを検討します。



No. 11 ユニバーサルデザインの推進

総務課 広報課 障害福祉課

台東区カラーユニバーサルデザインガイドラインに基づき、カラーユニバーサルデザイ ン、ユニバーサルデザインフォントを活用するなど、より多くの人に分かりやすい情報の提 供に努めます。

No. 12 視覚障害者等への録音図書などによる情報提供★ 松が谷福祉会館 中央図書館

視覚障害等により、本などの活字資料をそのままでは利用できない人のために、声の図書 の作成・収集・貸出業務を行うとともに、音訳ボランティアによる対面朗読を実施します。 また、令和8年に予定する中央図書館のリニューアルに合わせ、バリアフリー資料コーナー の充実や蔵書強化を図り、誰もが利用しやすい図書館環境の整備を進めていきます。

音声による道案内事業

障害福祉課

視覚障害者が外出する際に、最寄り駅等から施設までのルートを音声で案内する道案内事 業を実施します。

「広報たいとう」「たいとう区議会だより」の音声版の作 No. 14

広報課 区議会事務局

成・周知★

視覚障害者等を対象に、「広報たいとう」や「たいとう区議会だより」などの音声版を発 行するとともに、周知に努めていきます。

No. 42 ハザードマップ等のユニバーサルデザイン化★【再掲】

P. 64 参照



【施策2】手話言語の理解と利用の促進

《現状と課題》

- ・障害者基本法では、手話が言語に含まれることが明記されているほか、障害者 権利条約においても、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音 声言語をいう。」と定義されています。
- ・台東区手話言語条例においては、手話を必要とする者の意思疎通を円滑に図る 権利を尊重し、手話に対する理解促進や手話の普及などを図ることとしていま す。
- ・令和4年9月に施行された東京都手話言語条例においては、「ろう者、難聴者、 中途失聴者など手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心し て生活することができる共生社会の実現」を目指すとされています。
- ・引き続き、手話は言語であるという認識のもと、区民等に対する手話への理解 促進や普及を図るとともに、状況に応じた多様な手話通訳の提供体制の整備が 必要です。

《主な取り組み》

No. 15	手話講習会	福祉課 障害福祉課 社会福祉協議会		
手話講習会を実施し、登録手話通訳者の育成を推進するとともに、手話言語の理解を促進 します。				

No. 16	手話通訳者の研修会	障害福祉課
手話通訳者の技術の維持・向上を図るための研修会を実施します。		



No. 17 手話通訳者派遣

障害福祉課

日常生活の様々な場面において、手話による意思疎通を円滑に図るため、聴覚及び音声・言語障害のある人に対して手話通訳者を派遣します。

No. 18 遠隔手話通訳サービス

障害福祉課

区役所窓口において手話通訳を必要とする人のために、タブレット型端末を利用した、遠隔手話通訳サービスを実施します。また緊急時の対応として、スマートフォン等を活用した外出先での遠隔手話通訳を実施します。

No. 19 手話言語への理解促進、普及啓発★

障害福祉課

手話言語への理解促進や普及啓発を図るための取り組みを検討します。

No. 2 障害への理解促進、意識啓発★【再掲】

P. 45 参照



【手話講習会の様子】



施策の方向性2 情報アクセシビリティの向上及び障害者の意思疎通支援の充実

【施策3】多様な意思疎通手段の理解と利用の促進

《現状と課題》

- ・情報収集や意思疎通が困難な人が、多様な手段により情報を取得し、意思疎通ができるよう、意思疎通手段の充実に取り組み、社会参加を促進する必要があります。あわせて、障害者を含めた全ての人に意思疎通手段の周知を図り、多様な意思疎通手段が浸透し、暮らしやすい社会を構築していく必要があります。
- ・情報通信技術が発達し、デジタル化が進む社会においては、ICT機器等の利 活用も含め、障害者が必要とする情報を十分に取得・利用し、意思疎通を図る ことができる環境の整備が求められています。

《主な取り組み》

No. 20 区議会における手話通訳対応

区議会事務局

聴覚障害者等のうち、議会の傍聴を希望する人に対し、手話通訳者を配置します。

No. 21 選挙における投票環境の整備★

選挙管理委員会 事務局

区職員に向けた、投票に支援が必要な人への対応マニュアルを作成し、障害者等がより投票しやすい環境を整備します。

No. 22 要約筆記者派遣

障害福祉課

日常生活の様々な場面において、要約筆記による意思疎通を円滑に図るため、聴覚及び音声・言語障害のある人に対して要約筆記者を派遣します。



No. 23 図書等の宅配サービス

中央図書館

身体の障害などの理由により図書館へ来館することが困難な人に対し、区立図書館の図書 等を宅配します。

No. 2 障害への理解促進、意識啓発★【再掲】

P. 45 参照

No. 11 ユニバーサルデザインの推進【再掲】

P. 51 参照

No. 12 視覚障害者等への録音図書などによる情報提供★【再掲】

P. 51 参照

No. 13 音声による道案内事業【再掲】

P. 51 参照

「広報たいとう」「たいとう区議会だより」の音声版の作成・周知★【再掲】 No. 14

P. 51 参照

No. 17 手話通訳者派遣【再掲】

P. 53 参照

No. 18 |遠隔手話通訳サービス【再掲】

P. 53 参照

No. 42 ハザードマップ等のユニバーサルデザイン化★【再掲】

P. 64 参照



施策の方向性3 誰もが平等に参加できる社会の推進

・誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくため、障害の有無にかかわらず、文化 活動やスポーツ等に参加できる社会環境の整備が必要です。また、こうした社会環境の 実現のためには、障害を理解し、障害者を支えていく地域のボランティアの活動が重要 です。

《施策の取り組み》

【施策1】地域福祉の推進

【施策2】障害者団体自主活動支援、文化活動支援

【施策3】障害者スポーツの推進

【施策1】地域福祉の推進

《現状と課題》

- ・障害者への意思疎通手段の支援や、ボランティア活動を推進し、地域における 支援のネットワークを構築することで、誰もが地域活動に参加しやすい環境を 整備することが求められています。
- ・令和5年3月に策定した台東区地域福祉計画において、「いきいきと安心して暮らせる地域づくり」が基本方針の一つに掲げられていることも踏まえ、障害者の地域活動への参加を支援する取り組みを推進していく必要があります。

《主な取り組み》

		区民課
No. 24	ボランティアが活動しやすい環境の整備	福祉課
		松が谷福祉会館
		社会福祉協議会

ボランティア活動への区民参加を促進するため、NPO法人等との協働による啓発活動を行い、「地域における支えあい」意識の醸成を進めます。また、ボランティアが活動しやすい環境を整備し、ボランティア活動を支援します。



No. 25 地域活動に参加しやすい環境の整備

障害福祉課

手話通訳者の派遣などを通じて、障害者の意思疎通を支援し、誰もが地域活動に参加しやすい環境の整備を行います。

No. 26 地域活動や区行事への参加支援

障害福祉課 保健予防課

障害者が地域社会の一員として暮らしていくために、地域活動や区の実施する行事への参加を支援します。

No. 27 福祉イベントへの支援

福祉課 社会福祉協議会

ボランティア活動の推進や、普及・啓発を図るため、社会福祉協議会が地域住民やボラン ティア団体等と協働で実施する福祉イベントを支援します。

No. 28 「みんなのひろば祭」への支援

障害福祉課

障害者団体やボランティア団体で構成される実行委員会が実施する「みんなのひろば祭」 を支援することで、障害者の社会参加を促進するとともに、区民等に対してボランティア活 動の周知・推進を図ります。



【施策2】障害者団体自主活動支援、文化活動支援

《現状と課題》

- ・障害者団体などと協働して障害者福祉の向上に取り組む必要があります。
- ・障害者が生きがいをもって豊かな日常生活をおくるため、芸術活動など文化と 触れ合うための支援をしていく必要があります。

《主な取り組み》

No. 29 障害者団体の自主活動への支援

障害福祉課

区内の障害者団体が、障害者福祉の向上のために自主的・積極的に行っている活動に対し 支援を行うことにより、障害者の自立と社会参加を促進します。

No. 30 障害者アーツの推進

文化振興課

区内文化施設との連携体制の構築やアートイベントの開催を通して、障害の有無に関わらず誰もが文化・芸術活動に親しむ機会を提供します。

No. 31 文化活動への支援

松が谷福祉会館

障害者の文化活動を支援するため、様々な教室・講習会を実施します。

No. 28 「みんなのひろば祭」への支援【再掲】

P. 57 参照



【施策3】障害者スポーツの推進

《現状と課題》

- ・障害者実態調査においては、障害者(児)が地域で安心して暮らすために重要と思う施策として「趣味やスポーツ活動の充実」が障害者で18.0%、障害児で24.6%となっています。
- ・障害者スポーツは、誰もが一緒に行うことができるだけでなく、スポーツが苦手な子供や高齢者等も参加しやすいスポーツであるものの、台東区スポーツに関する意識調査において、区民の経験や関心は 40.9%と、まだ低い状況にあります。
- ・東京 2020 パラリンピック競技大会や令和7年に東京で開催が予定されている デフリンピック競技大会(※)等を契機として、障害者スポーツの普及促進や 障害者スポーツに触れる機会の充実を図るとともに、相互理解を推進していく 必要があります。
- (※) デフリンピック競技大会…ろう者による国際スポーツ大会。デフ(Deaf)は、 英語で「耳がきこえない」という意味。

《主な取り組み》

No. 32 パラリンピック競技の団体への支援

スポーツ振興課

パラリンピック競技のトップアスリートに活動場所の確保等を行い、本区を活動の拠点とするアスリートがパラリンピックの出場など、世界で活躍できるよう支援します。また、支援するアスリートとの連携体制を築き、パラリンピックに出場する可能性のあるトップアスリートと区民が交流する機会を設けることで、区民へ障害者スポーツの魅力や素晴らしさを広めます。



No. 33 障害者スポーツの初心者に向けた教室

スポーツ振興課

障害者が、楽しみながらスポーツを始められる場所づくりや教室を実施します。また、スポーツに対して不安や苦手意識があっても安心してスポーツを始めることができるよう、支える人材の育成や体制づくりを行い、その取り組みの啓発を行います。

No.34 障害者スポーツに触れる機会の提供

スポーツ振興課

障害者スポーツ体験会の実施や、現在行っているスポーツイベントにおいて積極的に障害者スポーツ種目を取り入れ、障害者スポーツに触れる機会を提供します。

No. 35 障害者が参加できるスポーツ教室・イベント事業

松が谷福祉会館 生涯学習課

障害者が継続して参加できる教室・イベントを開催することで、スポーツを通じた心身の 健康増進や運動不足の解消とともに、仲間づくりなど人々のつながりを強化します。

No. 36 障害者スポーツができる場所づくり

スポーツ振興課

障害者が安心してスポーツができるよう、スポーツ施設を優先的に利用できる時間帯の導入や障害者スポーツを取り巻く周囲の理解の促進を図ります。



No. 37 共生社会に向けた障害者スポーツ・講座

指導課 スポーツ振興課

区民や区立スポーツ施設職員などを対象に障害者スポーツに関連した講座等を開催し、障害者スポーツを支える人材育成を行います。また、学校教育において児童・生徒の障害者への理解を深める一環として、障害者スポーツ体験に取り組みます。

No. 38 デフリンピック競技大会の推進★

障害福祉課 スポーツ振興課

令和7年に東京で開催が予定されているデフリンピック競技大会に向けて、気運醸成を図っていきます。

No. 39 障害者スポーツによる区民の交流

スポーツ振興課

障害者スポーツを通じて、障害のある人とない人が交流する機会を提供し、障害者スポーツを推進します。



【車いすバスケットボールの様子】



【ボッチャの様子】



施策の方向性4 防災・安全・バリアフリーのまちづくり

- ・近年、想定をはるかに超える風水害等が頻発しており、障害者のための防災対策の課題 は多岐にわたり、大きなものであることが再認識されています。
- ・風水害等が発生すると、障害福祉サービス等の提供に大きな支障が生じます。想定外の 事態においても、障害福祉サービス等の提供体制の維持が図れるように備える必要があ ります。
- ・障害者実態調査において、災害時に困ることや不安に思うこととして、薬の確保、家族等と連絡をとること、避難・移動することの3点が上位に挙げられており、災害時に障害者の安全を確保する取り組みをより一層推進していくことが求められています。
- ・災害時に、障害者が安全に移動・避難できるように、日頃から防災地図等による避難経 路の確認や避難訓練に参加するなど避難への備えが必要です。
- ・消費生活をめぐる詐欺や一方的な契約については、財産を脅かすものであるため、被害 に遭わないために、トラブルが起こった際の対処法等について周知するなど消費者保護 の取り組みを行う必要があります。
- ・感染症の拡大は、障害福祉サービス等の提供に大きな支障が生じます。感染症の拡大時 等においても、障害福祉サービス等の提供体制の維持が図れるように備える必要があり ます。
- ・令和2年のバリアフリー法の一部改正を踏まえ、令和4年10月に台東区バリアフリー基本構想を改定しました。引き続き、ハード、ソフト両面でバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、心のバリアフリーについても更なる推進を図っていく必要があります。

《施策の取り組み》

【施策1】防災・防犯対策の推進

【施策2】感染症対策の推進

【施策3】公共施設等のバリアフリー化の充実

【施策1】防災・防犯対策の推進

《現状と課題》

・災害時に障害者の安全を確保するためには、障害者と地域住民とが日常的な関わりを持つことが必要であり、地域での共助による対応力の強化が求められています。



- ・災害が発生した場合の障害者福祉施設や避難所におけるそれぞれの障害特性に 合った支援のあり方などについて、引き続き検討する必要があります。
- ・避難行動要支援者名簿及び個別支援計画について、関係機関・団体等を含め、 地域全体でより効果的な運用方法について検討するとともに、避難訓練等にも 活用していく必要があります。
- ・避難所への移動、又は避難所での避難生活が困難な場合、在宅避難は有効な避難行動の一つです。住み慣れた自宅で生活を継続することができる在宅避難は、障害者にとってストレス軽減等のメリットがあり、実施に向けた仕組みづくりの検討が必要です。また、日頃から在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄を実施することも大切です。
- ・障害者の中には、自己の財産管理などが難しいことから、高額商品を買わされるといった被害に遭う人もみられます。そのため、障害者本人だけでなく、その家族や地域住民等に対しても消費者啓発講座の実施や、成年後見制度の利用促進など、防犯対策の推進が求められます。

《主な取り組み》

No. 40 避難行動要支援者に対する支援の推進★

危機・災害対策課 障害福祉課 保健予防課

災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者の名簿を、警察署、消防署、消防団、民 生委員、区と協定を締結する町会に提供し、定期的な周知・活用を図り、平常時から要支援 者の所在を把握します。

あわせて、避難行動要支援者名簿の登録と個別支援計画の作成を推進していきます。 また、避難行動要支援者名簿を使用した避難訓練を実施します。

No. 41 在宅避難支援の推進

危機・災害対策課 障害福祉課 保健予防課

在宅避難を行う上で、必要となる地域との連携や避難物資等の提供、情報伝達の方法など、在宅避難を支える仕組みづくりの検討を進めます。



施策の方向性4 防災・安全・バリアフリーのまちづくり

No. 42 ハザードマップ等のユニバーサルデザイン化★

危機・災害対策課

誰もが理解し、避難に活用できるよう、ハザードマップ等のユニバーサルデザイン化を検 討します。

No. 43 災害時における、共助の仕組みづくりの推進

危機・災害対策課 障害福祉課

地域との協働による防災訓練への、障害者や障害者団体の参加を促進し、共助の仕組みづくりを推進します。

No. 44

|二次避難所(福祉避難所)の運営体制の推進★

危機・災害対策課 子育て・若者 支援課 障害福祉課 松が谷福祉会館 保健予防課 など

災害発生時に迅速かつ円滑に二次避難所(福祉避難所)を開設・運営できるよう、二次避 難所(福祉避難所)の運営体制について検証・見直しを進めます。

また、(仮称)北上野二丁目福祉施設における二次避難所(福祉避難所)の整備に向けて検討を進めます。



No. 45 災害時における安否確認体制の確保★

障害福祉課 保健予防課

区内で災害が発生した場合に、区が障害福祉サービス事業者の協力を得て行う区内の障害福祉サービス利用者の安否の確認及び居宅系サービスの提供を円滑に実施するため、障害福祉サービス事業者と必要な事項を定めた覚書を締結します。

No. 46 ヘルプカード等の配布

障害福祉課

緊急連絡先や必要な支援内容を記載するヘルプカードを障害者へ配布するとともに、警察・消防等の関係機関や区民へ周知することで、障害者が援助を得やすくなるよう支援します。

また、障害者をはじめ配慮を必要とする人が、周囲の人々に配慮や支援等お願いしたいことをスムーズに伝えるためのヘルプシールと連絡・伝言パターン集を周知します。

No. 47

防災・防犯講演会等

くらしの相談課 障害福祉課 松が谷福祉会館

障害者団体と連携した防災講演会を実施し、防災意識の啓発を行います。また、防犯に関わる様々な取り組み事例や消費生活に関わる相談事例、トラブル対処の方法を紹介する講座 を実施します。

No. 48 緊急通報システムなどの機器の貸与

障害福祉課

自宅での緊急事態に対応するため、緊急通報システムなどの機器を貸与します。



施策の方向性4 防災・安全・バリアフリーのまちづくり

No. 7 成年後見制度の利用支援 【再掲】

P. 48 参照



【成年後見制度を学ぶための講座】



【成年後見制度に関するパンフレット】



【施策2】感染症対策の推進

《現状と課題》

- ・令和5年5月から、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同じ5類感染症に位置付けられましたが、障害福祉サービス等の提供体制の維持が図れるように、引き続き、施設等に対し、感染症予防の周知・啓発活動を行っていく必要があります。
- ・感染症については、流行状況を常に把握し、感染を拡大させない取り組み や、サービス提供体制を維持していくための取り組みを進めていく必要があ ります。

No. 49 感染症対策の推進

保健予防課

感染症の流行状況を常に把握し、事業所に対し感染症対策についての周知・啓発を実施します。

No. 9 障害者のICT活用の推進★【再掲】

P. 50 参照

No. 18 遠隔手話通訳サービス【再掲】

P. 53 参照

No. 110 遠隔相談サービス【再掲】

P. 106 参照



施策の方向性4 防災・安全・バリアフリーのまちづくり

【施策3】公共施設等のバリアフリー化の充実

《現状と課題》

- ・障害者実態調査では、外出における困りごとがある割合は、障害者で 59.8%となっており、「建物の段差や階段」「歩道の段差や傾斜」が上位に挙げられています。また、障害児では 56.9%が外出について何らかの困りごとがあると回答しており、「自動車・自転車に危険を感じる」「疲れたときの休憩場所」が上位に挙げられています。
- ・障害者をはじめ誰もが自立した地域生活を送るために、生活圏、行動圏を広げられるよう、公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化を一層推進する必要があります。

《主な取り組み》

No.50 公共施設等のバリアフリー化の推進

都市計画課

台東区バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区である区内全域において、関係機関・事業者と協力し、区民施設、駅施設や病院などの生活関連施設等のバリアフリー化を推進します。

No. 51 安全・安心な道づくり★

土木課

全ての利用者が安全かつ快適に道路を通行できるよう、歩道の整備やバリアフリー化を推進します。

また、台東区バリアフリー基本構想における歩道のない生活関連経路においても、交通管理者と連携し、路側帯のカラー舗装等を実施し、安全な歩行空間を確保します。



No. 52 バリアフリー化助成の実施

福祉課 都市計画課

鉄道事業者が行う鉄道駅ホーム柵等の整備事業に対し、その経費の一部を助成するととも に、診療所や薬局等のバリアフリー化に対する助成を行います。



【バリアフリー化された歩道の例】



【可動式ホーム柵の例】



基本目標Ⅱ

地域生活支援の充実

施策の方向性 5 相談支援の充実

- ・相談は、全てのサービス利用の入口となるものです。また、求められた内容に対して 回答するだけではなく、障害の特性や生活環境など障害者一人ひとりの状況を把握し、 家族への支援も含めて、適切な制度やサービスにつなげていくことが重要です。
- ・本区では、区役所の窓口での相談の他に、基幹相談支援センターや相談支援事業所においても地域で暮らすための様々な相談支援を行っています。また、地域の中で同じ障害のある人に話を聞いてもらい、助言を受けるピアカウンセリング等を行っています。
- ・相談支援の公平性・中立性の確保や各相談機関の連携、共通する課題への対応には、地域自立支援協議会の存在が欠かせません。令和4年に施行された改正障害者総合支援法等を踏まえ、国の基本指針では、地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域課題の抽出や地域のサービス基盤の開発・改善等の体制確保の重要性が改めて示されています。
- ・相談支援体制については、引き続き検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材の確保・育成・定着等各種支援の更なる強化・充実に向けた検討を進めていくことが必要です。

《施策の取り組み》

【施策1】相談支援体制の充実

【施策2】地域自立支援協議会の運営

【施策3】地域生活支援体制の充実

【施策4】住宅相談等の支援

【施策5】ピアサポートの実施

【施策1】相談支援体制の充実

《現状と課題》

- ・障害者自身が生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送るためには、障害の特性や生活環境など、一人ひとりの状況に応じた様々なサービスを調整し支援する、相談支援体制の充実が必要です。
- ・平成 28 年度に地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を整備し、相談支援事業所の資質向上やネットワークの強化を図っています。



- ・区内には、計画相談支援事業所が 14 か所あるほか、障害者や家族からの様々な相談に応じるため、4か所の相談支援事業所に相談事業を委託しています。
- ・平成 27 年度より障害福祉サービス等を利用する場合には、サービス等利用計画を作成することが義務づけられ、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の重要性が増しています。
- ・本区では、令和4年3月末時点でのセルフプラン率が障害者は23.5%、障害児は72.6%と、いずれも東京都全体でのセルフプラン率より高くなっています。そのため、相談支援業務への従事者を増やすとともに、時間の経過や本人の変化に合わせた振り返りと計画等の見直しを行うことのできるモニタリングの機会があることなど、計画相談支援事業所を利用することのメリットをしっかりと周知していく必要があります。

《主な取り組み》

No. 53 基幹相談支援センターによる支援★

松が谷福祉会館 保健予防課

相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能を強化するため、スーパーバイザーを活用した障害者等への相談支援、情報提供、助言を行います。また、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、多様な相談支援に対応できる人材育成、相談員を対象とした研修などを行い、ライフステージに応じた地域の障害者の抱える課題解決を支援します。

No. 54 計画相談支援事業所への支援★

障害福祉課 保健予防課

障害福祉サービス等の利用支援を行う特定相談支援事業所や、障害児相談支援事業所の役割や特色などについて、更なる周知を図ります。また、利用者にきめ細かな対応ができるよう、体制強化に取り組む計画相談支援事業所への支援を図ります。



No. 55 安心生活支援事業

障害福祉課 保健予防課

施設入所者等の地域移行推進のため、安心生活支援事業(※)を実施します。

- (※)安心生活支援事業…障害者が地域で安心して暮らすための支援策を盛り込んだ支援計画を作成し、地域生活への移行や定着を図る以下の事業のこと
 - ①地域移行推進重点プランの作成、コーディネート事業
 - ②緊急時相談支援事業
 - ③緊急時ステイ事業
 - ④地域生活体験事業

No. 56 難病患者への相談支援

保健予防課

難病患者も障害福祉サービスが利用できることを周知するとともに、難病患者とその家族からの療養生活等に関する相談に応じます。また、難病対策地域協議会を開催し、相談支援の強化について検討していきます。

No. 57 福祉に関する相談

福祉課

社会福祉協議会

障害者等が安心して福祉サービスを利用できるよう、社会福祉協議会が行う弁護士による 法律相談や、福祉サービスに関する苦情・相談等の事業を支援します。

No. 58 様々な相談に対応する包摂的な支援の仕組みづくり★

福祉課

複合的な課題に対応していくための包摂的な支援の仕組みづくりに向けて、重層的支援体制整備事業の活用を検討します。また、公的なサービスだけでは解決できない課題に関係機関とともに対応するため、区役所に地域福祉コーディネーターの配置を検討します。



No. 59 発達障害児(者)の総合的な相談支援 保健サービス課 保育支援館 など 「台東区発達障害児(者)支援方針」に基づき、ライフステージに応じた切れ目のない相談

支援を行うため関係機関との連携を図ります。

	No. 60	ヤングケアラーへの支援★	子ども家庭支援 センター
ヤングケアラーに関する周知啓発のため、区職員向けの研修及び講演会等を実施し		等を実施します。	



【施策2】地域自立支援協議会の運営

《現状と課題》

- ・障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、相談支援事業者や民生・児童委員、障害福祉サービス事業者など、様々な関係機関が連携し、支援のネットワークを充実させていくことが重要です。
- ・平成 24 年の障害者自立支援法の一部改正により法定化された地域自立支援協議会(※)は、関係機関の連携強化や情報共有、障害者が抱えるニーズや課題について、具体的に協議する場としてネットワークの中核となる重要な役割が求められています。
- ・支援の内容は、障害の状況や生活環境などによって様々です。個別には解決できない課題などを抽出し、各部会で解決に向け検討します。また、検討内容は、 障害福祉計画に反映できるよう推進協議会へ提言しています。
- ・多様で複雑化する相談を適切な支援につなげるためには、地域の社会資源の情報や制度の知識が重要となり、相談支援に従事する者の資質の向上等が求められています。
- ・地域自立支援協議会に設置されている専門部会の活動へ、障害当事者が参画することも重要とされおり、本区では、専門部会で実施する講演会やイベントなどを障害当事者に案内しています。
- ・なお、令和4年の改正障害者総合支援法等により、令和6年4月から、地域自立支援協議会の構成員に守秘義務が課されるとともに、関係機関による同協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなりました。今後は、同協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえ、地域の支援体制整備の取り組みを活性化させていくことが重要となります。
 - (※) 地域自立支援協議会…地域の課題について検討する場として設置しており、「相談支援部会」、「就労部会」、「くらしの部会」の3つの専門部会を有し、それぞれが連携し、協議を行い、地域におけるネットワークの中核を担っています。

《主な取り組み》

No. 61 地域自立支援協議会の運営

障害福祉課

障害者が豊かに暮らすことのできる地域づくりのため、定期的に協議を行います。また、 障害福祉計画の策定時には、同協議会から意見を聴取します。



【施策3】地域生活支援体制の充実

《現状と課題》

- ・障害者の重度化・高齢化や親の亡き後を見据えて、暮らしの安心感を確保し、親元からの自立を希望する人への支援を充実するため、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の確保、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能を持つ地域生活支援拠点について、本区では、令和2年度末に区内複数の事業所・機関が分担して機能を担う「面的整備型」で整備をしました。
- ・5つの機能のうち、緊急時の受け入れ・対応については、ショートステイの拡充 や医療的ケアに対応した受け入れ先の確保等、継続的な検討が必要となっていま す。
- ・地域生活への移行支援及び地域生活支援拠点の機能充実のため、コーディネーターを配置し、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する必要があります。また、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討を実施していくことが求められています。
- ・差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築し、精神障害者が地域の 一員として安心して暮らすことができるよう、国が掲げている「精神障害にも対 応した地域包括ケアシステム」を引き続き構築していく必要があります。

《主な取り組み》

		障害福祉課
No. 62	地域生活支援拠点の機能の充実	松が谷福祉会館
		保健予防課

地域生活支援拠点の運用について、適宜検証・検討を行い、ショートステイの整備や相談 機能を充実するとともにコーディネーターを配置し、拠点を構成する各機能の充実を図りま す。

No. 63	精神障害者における保健・医療・福祉関係者による協議会	保健予防課
	の開催	

精神保健福祉連絡協議会を開催し、関係機関と連携を図ることで、こころの病気を抱える 人の社会復帰及び自立と社会参加を促進します。



【施策4】住宅相談等の支援

《現状と課題》

- ・「住み慣れた地域で生活したい」と願う障害者にとって、自立して生活するためには、住まいの確保が不可欠です。しかし、障害の状況等により住宅を見つけることができない、借りられないという状況があるため、引き続き、住宅確保に対する支援等が必要です。
- ・本区では、家賃等債務保証制度や住み替え居住支援制度のほか、これまでの住宅確保要配慮者向けの入居相談窓口において、入居希望者に対して、不動産関係団体と協力して住宅探しの相談を行っています。

《主な取り組み》

No. 64 住宅セーフティネットの推進

住宅課

障害者等の居住の安定を図るため、不動産関係団体や居住支援団体等と居住支援協議会を 設置し、必要な措置に関する協議や入居相談窓口での住宅情報の提供などを行い、民間賃貸 住宅への円滑な入居を支援します。

また、家賃債務保証会社の利用に伴う初回保証料や立ち退きに伴う転居費用の一部を助成します。

No. 65 単身生活サポート事業

保健予防課

地域での単身生活を希望する精神障害者に対し、民間賃貸住宅等への入居支援や生活支援 を行う「単身生活サポート事業」を実施します。

No. 55 安心生活支援事業【再掲】

P. 72 参照



【施策5】ピアサポートの実施

《現状と課題》

- ・障害者自身の自己決定、自己選択を、同じ障害のある人同士で育みあい、支え あうことは、地域で自立した生活を送るために重要です。同じ障害のある人に 話を聞いてもらい、助言を受ける機会であるピアカウンセリングや、同じ障害 のある人が集まり、語り合うピアサポートミーティング等が必要です。
- ・障害者が文化活動を行う機会を充実させ、仲間づくりができる場を提供しています。

《主な取り組み》

No. 66 ピアカウンセリング

松が谷福祉会館 保健予防課

障害のある人が相談員として、同じ障害のある人の相談を受けるピアカウンセリングやピアサポートミーティング(茶話会)を実施します。

No. 67 社会生活訓練事業

松が谷福祉会館

社会生活訓練事業における、交流サークル、絵画サークル等の自主サークルや各種教室の中で、障害者が相互にサポートし合いながら仲間づくりができる機会を提供します。



施策の方向性6 障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備

- ・障害者総合支援法における基本理念に、「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保される」とあるように、地域でサービスを受けられる環境を整えることは重要です。
- ・入所施設から地域生活への移行を促進するという基本的な考えとともに、障害者が 自らの暮らし方を選択し、生まれ育った地域で生活していくことができるよう、居 住環境の整備が必要です。
- ・今後の障害者福祉においては、親の亡き後や高齢化する障害者と見守る家族が将来 を安心して任せられる社会づくりが求められています。
- ・障害者の重度化・高齢化が進んでも、住み慣れた地域で安心して生活するためには、 重度障害者を対象とするグループホーム等は必要不可欠です。
- ・介護や支援の必要な人が、生活の質を維持し住み慣れた地域で生活を続けられるよう、障害者の能力を最大限に活かすためのリハビリテーションの実施が求められています。

《施策の取り組み》

【施策1】在宅生活を支えるサービスの充実

【施策2】居住環境の整備

【施策3】日中活動の場の整備

【施策4】障害者の高齢化への対応

【施策5】リハビリテーションの実施

【施策1】在宅生活を支えるサービスの充実

《現状と課題》

- ・在宅サービスは、障害の程度に関わらず地域で生活することを希望する障害者 及び家族の在宅生活を支える重要な柱です。
- ・特に、短期入所施設の確保と、医療的ケアを必要とする障害者を受け入れる事業者への支援を推進する必要があります。
- ・本区では、在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)等をケアする家族の休息や就労支援を目的に、訪問看護事業者の看護師を自宅等に派遣し、一定時間、家族の代わりに医療的ケア及び常時の見守り等を行う重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業を実施しています。



- ・精神障害者が住み慣れた地域で生活を続けるためには、病状が不安定になった ときや家族等の都合により介護者等がいなくなったときなどにも、入院しない で休息をとることができるよう迅速に対応する必要があります。
- ・地域での単身生活を希望する精神障害者は、グループホーム等から一般住宅へ の入居の際、困難を伴うことが多くみられます。また、自立生活後の生活支援 も必要であり、そのための相談員派遣等の支援が必要です。

《主な取り組み》

No. 68 ショートステイ (短期入所) の整備★

障害福祉課

区有施設を活用したグループホームの整備にあわせ、ショートステイを整備します。

No. 69 医療的ケアに対応する施設への支援★

障害福祉課

医療的ケアを必要とする人が、短期入所、日中一時支援、障害児通所支援等を利用できるように運営事業者を支援します。

No. 70 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業 障害福祉課 重症心身障害児(者)の自宅等に訪問看護師等を派遣し、医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)等の健康の保持とその家族の休息及び就労等を支援します。

No. 71 精神障害者への都型ショートステイ事業

保健予防課

地域で生活する精神障害者の病状が不安定になったときや、家族等の都合により介護ができなくなったときなどに、精神障害者が入院しないで地域で生活を送ることができる「都型ショートステイ事業」を実施します。



施策の方向性6 障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備

No. 55 安心生活支援事業【再掲】 P. 72 参照

 No. 65
 単身生活サポート事業【再掲】

 P. 76 参照

No. 91 家庭への支援【再掲】 P. 95 参照



【施策2】居住環境の整備

《現状と課題》

- ・令和5年度末現在、区内には身体障害者福祉ホーム1か所、身体障害者グループホーム1か所、重度身体障害者グループホーム1か所、知的障害者グループホーム16か所、精神障害者グループホーム2か所が整備されています。(※) (※) グループホーム数については、ユニット単位(共同で生活するグループの単位)で計上
- ・身体障害者グループホーム及び知的障害者グループホームについては、第6期 計画の目標が達成できない状況であるため、引き続き整備を進めていくことが 必要です。
- ・精神障害者グループホームについては、必要な人に地域生活への移行を進める ため、引き続き、着実な運営を実施する必要があります。
- ・障害があることにより、民間賃貸住宅など一般住宅への入居に際し、契約や保証人等の面で支援が必要な場合があるため、通過型グループホーム退所後の単身者等も含め、円滑に住居確保ができるよう支援が必要です。

《主な取り組み》

No. 72 身体障害者グループホームの整備★

障害福祉課

令和8年度末までに身体障害者福祉ホーム1か所について、重度身体障害者を対象とする グループホームとし、9床増床するとともに、障害者の重度化・高齢化に対応するため日 中・夜間支援を行います。

No. 73 知的障害者グループホームの整備★

障害福祉課

障害者のニーズに合わせ、助成制度や区有施設の活用により、知的障害者を対象とするグループホームを引き続き整備します。



施策の方向性6 障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備

No. 74 精神障害者グループホームの運営

保健予防課

親元からの自立、施設や医療機関から地域生活への移行を進めるため、引き続き、障害者のニーズをふまえた着実な運営を実施していきます。

No. 55 安心生活支援事業【再掲】

P. 72 参照

No. 64 住宅セーフティネットの推進【再掲】

P. 76 参照

No. 65 単身生活サポート事業【再掲】

P. 76 参照



【施策3】日中活動の場の整備

《現状と課題》

- ・令和5年度現在、区内には生活介護施設9か所が整備されていますが、障害者 の重度化・高齢化に伴い、医療的ケアを含めて多くの支援を必要とする人の増 加が見込まれることや、今後の特別支援学校卒業予定者などから推計すると、 重度の障害や医療的ケアに対応できる生活介護施設の整備を進める必要があ ります。
- ・令和 10 年度に開設を予定している「(仮称) 北上野二丁目福祉施設」における 重症心身障害者デイサービスの拡充や、重症心身障害者デイサービス終了後の 時間帯における支援の場の整備について、より具体的な検討を進める必要があ ります。
- ・本区においては、医療的ケアに対応する施設への支援を行っており、今後も関 係機関等と連携した支援を推進する必要があります。

《主な取り組み》

松が谷福祉会館における障害者デイサービス、障害者自立支援センター及び基幹相談支援 センターの機能の充実に加え、妊産婦、子供や39歳までの若者及びその家族からのあらゆ る相談に対応できる総合相談窓口や、地域の中核的な療育施設となる児童発達支援センター の設置、困難を有する若者の相談・支援を進めます。



No. 76 学校卒業後の夕方支援の検討★

障害福祉課 松が谷福祉会館 保健予防課

福祉作業所や生活介護施設等の活動終了後、夕方の時間帯において支援が必要な障害者の居場所づくりについて、実施手法の検討を進めます。

No. 69 医療的ケアに対応する施設への支援★【再掲】

P. 79 参照

No. 104 児童発達支援センターの整備【再掲】

P. 101 参照

No. 127 移動支援の充実の検討★【再掲】

P. 118 参照



【施策4】障害者の高齢化への対応

《現状と課題》

- ・平成30年度の障害者総合支援法の改正により、65歳になるまでに5年以上、 特定の障害福祉サービスを利用していた高齢障害者に対し、介護保険サービス の利用者負担が軽減される仕組みが設けられています。
- ・障害の種別にかかわらず、高齢化が進んでおり、障害特性に応じた支援の充実とともに、高齢福祉施策との連携が重要な課題となっています。特に障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、65歳以降は介護保険給付が優先されることになりますが、一人ひとりの状況に応じ障害福祉サービスと介護保険サービスが、総合的に提供されることが重要です。
- ・障害者の高齢化に伴い、グループホームでの日中・夜間支援への対応が求められています。

《主な取り組み》

No. 77

介護保険サービスへの移行時の支援

高齢福祉課 介護保険課 障害福祉課 保健予防課

障害福祉サービスの利用者が、65歳に到達するなどで介護保険サービスに移行することとなった際に、円滑にサービスを利用できるよう相談などの支援を実施します。

また、介護保険サービスに移行しても、必要な支援が受けられるよう、一人ひとりの状況 に応じ障害福祉サービス等を併用するための支援を実施します。

No. 78 共生型のサービスの推進

高齢福祉課 障害福祉課

障害者の高齢化へ対応するため、令和6年度開設予定の(仮称)竜泉二丁目福祉施設特別 養護老人ホームでの共生型のサービスの提供に向け、整備を進めるとともに、介護・障害福祉サービス事業所に制度内容等の情報提供を行います。

No. 72

身体障害者グループホームの整備★【再掲】

P. 81 参照



施策の方向性6 障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備

【施策5】リハビリテーションの実施

《現状と課題》

・介護や支援の必要な人が、生活の質を維持し住み慣れた地域でいきいきとした 生活を続けられるように、機能訓練の実施などの継続的なリハビリテーション が必要です。

《主な取り組み》

No. 79 中途障害者への機能訓練

松が谷福祉会館

脳卒中等の後遺症のある人に、機能維持と改善のため、個々の障害に応じた機能訓練を実施します。

No.35 障害者が参加できるスポーツ教室・イベント事業【再掲】

P. 60 参照



機能訓練の様子



施策の方向性7 障害福祉人材の確保・育成・定着支援

- ・近年、少子高齢化の進展とともに、障害者の重度化・高齢化等、障害者を取り巻く環境 は大きく変化しており、障害福祉サービスの需要が増加・多様化しています。
- ・令和4年度版厚生労働白書によると、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には、現役世代人口(20~64歳)は、令和2年と比較して約1,400万人減少すると見込まれています。また、本区においても、令和4年度台東区の将来人口推計によると、生産年齢人口(15~64歳)は、令和12年をピークとして、その後は減少が続くと見込まれ、現役世代の急減による労働力不足・担い手不足の加速化が懸念されています。
- ・人口減少社会が進む中、障害者の暮らしを支える障害福祉サービスの担い手も減少しており、厚生労働省の職業安定業務統計によると、令和4年度の介護関係職種の有効求人 倍率は3.88倍で全職種の1.19倍を大きく上回るなど、福祉の現場では深刻な人材不足に 直面しています。
- ・こうした状況の中にあっても、障害者が身近な地域で将来にわたり、安心して生活していくためには、障害福祉サービス等が安定的に提供される必要があります。そのため、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上や、これらを担う人材を安定的に確保し、育成・定着支援に関する総合的な取り組みを図る必要があります。
- ・本区としても、障害福祉人材の確保等は喫緊の課題です。そのため、引き続き福祉ボランティアの育成に取り組むほか、事業者の採用活動への支援など、サービスを担う人材の確保等を強力に推し進める必要があります。

《施策の取り組み》

【施策1】サービスを担う人材の確保・資質向上

【施策2】ヘルパーの養成

【施策3】手話通訳者の養成

【施策4】福祉ボランティアの育成・活動支援

【施策1】サービスを担う人材の確保・資質向上

《現状と課題》

- ・サービスを担う人材の確保に向けて、障害福祉の現場が働きがいのある魅力 的な職場であることの周知・広報を積極的に行っていく必要があります。
- ・サービスを担う人材の育成や定着に向けては、福祉人材の専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進等を行うとともに、障害福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボット等の導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。



施策の方向性7 障害福祉人材の確保・育成・定着支援

・本区では障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、障害福祉サービス事業者 等に対して指導検査を実施しています。事業者等に対して、必要に応じて助 言、指導又は是正の措置を講じることにより、サービス内容の質の確保や給 付費等の支給の適正化を図っています。

《主な取り組み》

	No. 80	人材確保・定着に向けた取り組みの推進★	介護保険課 障害福祉課 保健予防課
介護職等就職フェアや福祉人材採用力強化セミナーの実施など、サービス提供事業所の人			ごス提供事業所の人
	材確保に向けた取り組みを支援します。		

No. 81	資質向上に関する研修等★	人事課 障害福祉課 松が谷福祉会館 保健予防課
障害や制度の理解を深めるため、障害福祉サービス提供事業者や区職員等に向けた研修等		

障害や制度の理解を深めるため、障害福祉サービス提供事業者や区職員等に向けた研修等 を実施します。



福祉課

No. 82 事業所への指導検査

計画的な指導検査を実施し、利用者の保護及び利用者の視点に立ったサービス提供・質の向上を図っていきます。

No. 53 基幹相談支援センターによる支援★【再掲】

P. 71 参照

No. 105 子供に関わる関係機関職員の支援の質の向上★【再掲】

P. 104 参照



【就職フェアの様子】



【施策2】ヘルパーの養成

《現状と課題》

- ・移動支援事業は、一人での外出が困難な障害者の社会参加、余暇活動のための 支援です。障害者の生活上必要不可欠な外出や社会参加及び生活の質を高める ためにも、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保が重要です。そのた め、ガイドヘルパーの養成研修を継続していく必要があります。
- ・ガイドヘルパーの他にも、視覚障害者の外出時に、代読や代筆など様々な介助 を行う同行援護従事者や、常時介護を必要とする人の身体介護や家事援助等を 行い、生活を支える重度訪問介護従事者の確保は重要です。
- ・障害福祉サービスを安定的に提供するため、サービスの担い手となる各種ヘルパーの養成を支援するとともに、受講費用や資質向上のための資格取得に要した費用を支援することで、人材育成や定着につなげる必要があります。

《主な取り組み》

No. 83 ヘル/	ペーの養成促進
------------	---------

障害福祉課

知的障害者を対象とした移動支援事業のガイドヘルパーに加え、重度訪問介護及び同行援 護ヘルパー確保のため、養成研修を実施し、サービス提供を担うことのできる人材を育成し ます。

No. 84

ヘルパー養成研修費用の助成★

介護保険課 障害福祉課 保健予防課

各種研修の受講費用等を支援し、サービスの担い手となるヘルパーの育成を支援します。



【施策3】手話通訳者の養成

《現状と課題》

- ・聴覚障害者の地域生活や社会参加を支えるには、手話による意思疎通支援が必要ですが、手話通訳者の養成には、多くの時間が必要です。
- ・本区では、初級、中級、上級、通訳者養成の各講習会を実施していますが、引き続き計画的な養成や技能の向上などについて検討が必要です。また、手話通 訳者の技術の維持・向上のための研修も重要です。

《主な取り組み》

No. 15 手話講習会【再掲】

P. 52 参照

No. 16 手話通訳者の研修会【再掲】

P. 52 参照



施策の方向性7 障害福祉人材の確保・育成・定着支援

【施策4】福祉ボランティアの育成・活動支援

《現状と課題》

・福祉を支える人材の養成・確保を図るため、日々の生活や介護をサポートする ボランティアを育成し、活動を支援することが求められています。

《主な取り組み》

No. 85 ボランティア等による日常生活援助への支援

福祉課 社会福祉協議会

障害者や高齢者が地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会が行う、ボランティアによる家事援助・介護援助・身の回り応援サービス(はつらつサービス)事業を支援します。

No. 86

福祉を支えるボランティアの育成・活動支援

福祉課 障害福祉課 松が谷福祉会館 社会福祉協議会

介護支援ボランティアポイント事業等を活用し、福祉を支えるボランティアの育成・活動 支援を実施します。

No. 2 障害への理解促進、意識啓発★(再掲)

P. 45 参照



基本目標Ⅲ

障害児支援の充実

施策の方向性8 成長段階に応じた切れ目のない支援

- ・障害のある子供には、幼いうちからの適切な支援が大切です。障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう地域における支援体制の構築を図るとともに、保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、年齢に応じた取り組みを切れ目なく行うことが重要です。
- ・また、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する観点等を踏ま え、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた特別支援教育の推進、学校卒業後の生活へス ムーズに移行するための関係機関と連携した就労支援や障害福祉サービスの利用など、 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図るとともに、医療的ケアが必要な 子供や様々な発達に課題のある子供等について、医療、福祉、教育が連携して対応する ことが求められています。

《施策の取り組み》

【施策1】障害の早期発見

【施策2】年齢に応じた支援の推進【乳幼児期】

【施策3】年齢に応じた支援の推進【学齢期】

【施策4】年齢に応じた支援の推進【学校卒業に向けた支援】

【施策5】乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援

【施策6】障害児の日中活動の場の充実

【施策1】障害の早期発見

《現状と課題》

- ・障害の早期発見の機会については、保健所の乳幼児健康診査や発達相談のほか、 松が谷福祉会館、教育支援館、子ども家庭支援センターなどで相談を受けるケースもあります。また、身近な保育園や幼稚園、こども園、学校などの日常の 場が発見・相談の機会になることもあります。
- ・近年は、発達障害の認知度の高まり等により、保護者が自ら松が谷福祉会館へ 相談を申し込むケースが増えています。
- ・今後も、こうした発見・相談の機会の多様性を維持しつつ、連携を強化し、適切に学校教育や療育へとつながる相談・指導体制の充実を図る必要があります。



《主な取り組み》

No. 87 早期発見と療育機関との連携

子ども家庭支援 センター 松が谷福祉会館 保健サービス課

乳幼児健康診査・相談事業において障害を早期に発見し、専門的な支援につながるよう、 療育機関との連携を図ります。

No. 88 健診における発見精度の向上

保健サービス課

乳幼児健康診査等の従事者間において連絡会を開催し、情報共有や意見交換を行い、発見 精度の向上を図り相談機関へつなげていきます。

No. 89 巡回訪問【再掲】

P. 95 参照



【施策2】年齢に応じた支援の推進【乳幼児期】

《現状と課題》

- ・子供たちが障害の有無にかかわらず、ともに過ごし互いに触れ合う中で育ち、 学ぶことは、障害への理解を深め、共生社会の実現につながることとなります。 そのためには、多くの乳幼児が利用する幼稚園・保育園・こども園での取り組 みが重要となります。これらの関係機関と保護者が、子供に対する共通の理解 を進めながら支援をすることが重要です。
- ・保育園への障害児の入園を促進するためには、障害児が入園した場合の看護師、 保育士、支援員等の配置や職員の資質向上を図ることが必要です。
- ・幼稚園・保育園等の関係機関からの要請により専門職員が訪問して、発達に心 配のある子供の特性や対応方法について助言を行う巡回訪問は、各施設からの 依頼が非常に多く、また、多様な支援ニーズに対応するためには、提供体制を 充実していく必要があります。
- ・障害児の専門機関である療育機関と幼稚園・保育園・こども園等が連携し、それぞれの役割を活かした支援を行うことがこれまで以上に求められています。

《主な取り組み》

No. 89 巡回訪問

松が谷福祉会館

幼稚園・保育園・こども園等を専門職が訪問して観察、助言を行い、必要に応じて、療育 や相談等の適切な支援につなげていきます。

No. 90 保育所等訪問支援★

松が谷福祉会館

集団生活を営む保育所等の施設を定期的に訪問し、障害児本人や保育所等の職員に対し、 障害児が集団生活に適応するための専門的な支援の実施に向けて検討を進めます。

No. 91 家庭への支援

障害福祉課

一時的に家庭での介護が困難となった場合等の支援として、日中一時支援や緊急一時保護を実施します。



施策の方向性8 成長段階に応じた切れ目のない支援

 No. 92
 園・学校への巡回相談等
 学務課 教育支援館

専門家による園・学校への巡回相談等により、配慮を要する幼児・児童・生徒に関して、 教職員等に対し適切な指導・助言を行います。

No. 93 幼児、児童、生徒の安全確保

教育支援館

園・学校に、特別支援教育支援員を配置し、配慮を要する幼児・児童・生徒の安全確保の 支援を行います。



【施策3】年齢に応じた支援の推進【学齢期】

《現状と課題》

- ・放課後等デイサービスは、障害児の生活能力の向上のために必要な訓練を行う とともに社会との交流を図ることを目的とした施設で、区内に 12 か所ありま す。
- ・区内では、13 か所のこどもクラブ(学童保育)で集団保育が可能な障害児を6年生まで保育する高学年障害児保育を実施しています。今後も施設の改修に合わせて障害児保育に対応した施設の整備を検討する必要があります。
- ・特別支援教育については、障害児の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、生活や学習上の困難に寄り添って一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高める適切な指導・支援が必要です。当該児童・生徒の障害に応じた適切な教育を受けられる就学先を選択できるように、その支援を行う就学相談、通級相談を継続して実施していくことが重要です。

《主な取り組み》

No. 94 こどもクラブ高学年障害児保育

児童保育課

高学年障害児対応こどもクラブで障害児保育を実施します。また、施設の改修に合わせて 障害児保育に対応した施設の整備を検討していきます。

No. 95 就学相談、通級相談

学務課

障害児の生活や学習上の困難に寄り添って一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高める適切な指導・支援を受けられるよう、就学相談や通級相談を実施します。



施策の方向性8 成長段階に応じた切れ目のない支援

No. 96 特別支援教育に携わる教職員等への研修

教育支援館

特別支援教育に携わる教職員等の資質向上のため、学校教育相談講座を実施します。また、特別支援教育支援員への研修を行い、児童・生徒の支援に活かします。

No. 92 園·学校への巡回相談等【再掲】

P. 96 参照

No. 93 幼児、児童、生徒の安全確保【再掲】

P. 96 参照

No. 127 移動支援の充実の検討★【再掲】

P. 118 参照



【施策4】年齢に応じた支援の推進【学校卒業に向けた支援】

《現状と課題》

・地域生活や就労への移行をスムーズに行うことができるようにするためには、 在学中から進路について学校、障害福祉関係機関、障害者就労支援室と連携し て支援することが必要です。

《主な取り組み》

No. 97 在学中からの進路相談

障害福祉課

関係機関で構成される台東区障害者関係機関連絡会通所部会を開催し、各学校の卒業生の 進路についての情報共有を行います。

No.98 特別支援学校、保護者、区関係機関による個別支援会議

障害福祉課 保健サービス課

特別支援学校に在籍する生徒の卒業後の進路検討のため、必要に応じて、特別支援学校、 保護者、区関係機関による個別支援会議を実施します。

No. 99 障害福祉サービス説明会

障害福祉課 保健予防課

特別支援学校等に在籍している生徒の保護者等に対して障害福祉サービス説明会を開催 し、サービス内容の理解を促進します。

No. 100 在学中からの一般就労へ向けた個別支援会議

障害福祉課

特別支援学校との連携を強化し、在学中から一般就労に向けた体制づくりを行うため、必要に応じて特別支援学校、保護者、区関係機関による個別支援会議を実施します。



【施策5】乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援

《現状と課題》

- ・本区では、障害児がサービス利用する際のセルフプラン率は 72.6% (令和4年3月末時点)であり、東京都全体でのセルフプラン率より高くなっています。
- ・障害の発見から学校卒業まで、それぞれの時期に応じた相談、療育支援が切れ 目なく行われるよう、各ライフステージにおける支援計画等が相談支援事業所 などを通じて保護者や支援機関で共有されることが重要です。
- ・松が谷福祉会館における児童発達支援機能をより充実し、支援を更に強化する とともに、子供から若者までの様々な相談や課題に対して切れ目のない支援を 行うことが求められています。

《主な取り組み》

No. 101 関係機関との情報共有	関係機関との標型サ方	松が谷福祉会館
10. 101		学務課 など

障害者やその家族が、日常生活での配慮点や特性、これまで受けてきた支援情報などの本 人情報の記録をサポートファイルに保管し、それを活用して関係機関との情報共有を図りま す。また、関係機関はその作成を支援するため、支援情報の提供を行います。

各支援機関(子ども家庭支援センター、保健所、松が谷福祉会館こども療育室、各教育機関、各相談支援事業所など)が連携して構築したネットワークにより、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない相談支援を行います。



No. 103 松が谷福祉会館こども療育室の相談・通所事業の充実

松が谷福祉会館

乳幼児期から学齢期までの切れ目のない相談支援を行うとともに、乳幼児期から学齢期ま で、発達段階、障害種別に応じた療育が提供できる体制を検討します。

No. 104 児童発達支援センターの整備

松が谷福祉会館

(仮称) 北上野二丁目福祉施設の機能の一つとして、障害児やその家族からの相談対応 や、障害のある乳幼児を預かる保育園等への援助・助言を行うなど、専門機能を活かして児 童発達支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの整備を進めます。

No. 53 |基幹相談支援センターによる支援★【再掲】

P. 71 参照

計画相談支援事業所への支援★【再掲】 No. 54

P. 71 参照

No. 75 (仮称)北上野二丁目福祉施設の整備【再掲】

P. 83 参照



【施策6】障害児の日中活動の場の充実

《現状と課題》

- ・発達の遅れやその心配があると思われる子供に、日常の基本的な生活習慣や社 会生活への適応力を身につけるために専門的な支援を行う必要があります。
- ・医療的ケアを必要とする重症心身障害児は、一般の障害児通所支援事業所では、 看護師等の人員配置不足などにより、支援を受けることが難しい状況にありま す。

《主な取り組み》

No. 69 医療的ケアに対応する施設への支援★【再掲】

P. 79 参照

No. 104 児童発達支援センターの整備【再掲】

P. 101 参照



施策の方向性9 発達障害児の支援体制の強化

- ・発達障害は、見た目には分かりづらく、周りの人たちには誤解を招きやすい行動と して現れることがあります。
- ・幼児期に発達上の課題がある場合、適切な対応や支援につながらないまま親子が孤立した状態が続くと、不適切な養育や虐待など二次的な問題に至り、支援が困難な状態になるだけでなく、子供の発達に大きな影響を及ぼす場合があります。本区では、発達に心配がある子供とその保護者が、より早期に必要な支援につながるよう、支援に関わる各機関が連携した、切れ目のない支援の充実が必要です。
- ・発達障害に対する社会全体の関心と認識は高まり、支援ニーズは年々増加傾向にあります。また、支援ニーズ自体も多様化しています。
- ・早期発見と早期支援には本人及び家族への支援が重要であり、保護者等が子供の 発達障害の特性を理解し、適切な対応ができるように支援体制の確保が重要です。

《施策の取り組み》

【施策1】早期発見体制の推進

【施策2】相談・支援体制の充実

【施策3】継続支援体制の強化

【施策4】普及・啓発の促進

【施策1】早期発見体制の推進

《現状と課題》

- ・ASD(自閉症スペクトラム障害)、AD/HD(注意欠陥・多動性障害)や、LD(学習障害)などの発達障害は、適切な対応や支援が行われない状況が続いてしまうと、「いじめ」や「ひきこもり」、「精神疾患」等の二次的な問題や障害を引き起こす場合があります。
- ・発達障害はできる限り早期に発見し、適切な支援につなげることが何よりも重要です。
- ・発達障害に対する理解を更に促進するとともに、幼稚園・保育園・こども園・ 小学校等での対応力を高め、子供の育ちの支援を進めつつ、同時に家庭への 支援につなげる仕組みづくりが求められています。



施策の方向性9 発達障害児の支援体制の強化

《主な取り組み》

No. 105 子供に関わる関係機関職員の支援の質の向上★

松が谷福祉会館 教育支援館 など

発達障害に関する研修や幼稚園・保育園・こども園・小学校等への巡回訪問時における支援方法の助言等により、保育士・教員など子供に関わる関係機関職員の対応力を高めます。

No. 89 巡回訪問【再掲】

P. 95 参照

No. 92 園・学校への巡回相談等【再掲】

P. 96 参照



【施策2】相談・支援体制の充実

《現状と課題》

- ・子供の発達に対する不安を感じつつも障害を受容できない保護者も多く、身近なところで気軽に相談できる窓口が求められています。更に着実に適切な支援へつなげていくため、関係機関との連携体制の強化を図る必要があります。
- ・発達障害のある子供への支援ニーズは、今後も増加が予想されることから、身 近な地域でより多くの子供が必要な指導・支援を適切に受けられる環境が必要 です。
- ・保護者・家族は、悩みや不安をどこにも相談できず、周囲から孤立してしまう こともあるため、当事者だけでなく保護者・家族への支援策も求められていま す。今後は、ペアレントプログラム等の実施者を計画的に養成していくことが 重要です。

《主な取り組み》

No. 106 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の支

松が谷福祉会館

援の質の向上のための取り組み★

児童発達支援事業所連絡会の開催回数を拡充するほか、各事業所に対するスーパービジョンや研修会等を実施します。

No. 107 特別支援教室

学務課

区立の全小中学校において、在籍校で巡回指導教員による特別な指導が受けられる特別支援教室を運営します。

No. 108 子育て総合相談

子ども家庭支援 センター

子育てに関する相談を実施する中で、障害の有無にかかわらず、家族等からの子供の発達 についての相談に対応します。



施策の方向性9 発達障害児の支援体制の強化

No. 109 子育て支援プログラム★

松が谷福祉会館

発達障害に特化した子育て支援プログラムとして、家族等が子供の行動分類や適切な指示 方法、関係機関との関わり方等を学ぶペアレントプログラムを実施します。

No. 110 遠隔相談サービス

松が谷福祉会館

利用者の利便性向上のため、タブレット型端末等を利用した遠隔相談サービスを実施します。

No. 59 発達障害児(者)の総合的な相談支援【再掲】

P. 73 参照

No. 87 早期発見と療育機関との連携【再掲】

P. 94 参照

No.90 保育所等訪問支援★【再掲】

P. 95 参照

No.95 就学相談、通級相談【再掲】

P. 97 参照



【施策3】継続支援体制の強化

《現状と課題》

- ・発達障害のある子供への支援は、ライフステージに応じて切れ目なく行う必要があります。そのためには、関係機関の情報共有が重要であり、また支援の中心となる中核的拠点の機能が必要です。
- ・より適切な支援につなげて継続的に支援していくためには、各支援機関において発達障害の特性を正しく理解し、適切な配慮を実践する必要があります。

《主な取り組み》

No. 101 関係機関との情報共有【再掲】

P. 100 参照

No. 104 児童発達支援センターの整備【再掲】

P. 101 参照

No. 105 子供に関わる関係機関職員の支援の質の向上★【再掲】

P. 104 参照



施策の方向性9 発達障害児の支援体制の強化

【施策4】普及・啓発の促進

《現状と課題》

・発達障害児の中には、様々な生きづらさを抱えながら生活している人がいます。 住み慣れた地域で充実した社会生活を送るためには、周囲の人々の配慮や協力 等が必要であり、より具体的な理解を進めることが重要です。

《主な取り組み》

No. 111 講演会・啓発事業

松が谷福祉会館

発達障害の特性や当事者への社会的配慮・サポートの重要性、適切な対応への理解を促進するため、講演会等を実施します。また、ライフステージごとのリーフレットを配布し、啓発を推進します。



施策の方向性10 重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実

- ・NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童(医療的ケア児)は、厚生労働省の調査によると、令和3年度時点で全国に約2万人いると推計されています。
- ・医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児支援機関への通所は難しい状況にあり、身近な地域で支援が受けられるよう障害児の日中活動の充実を図ることが重要です。
- ・本区では、令和元年度に庁内の関係部署で構成される医療的ケア児支援庁内連絡会を設置したほか、令和5年4月には医療的ケア児等コーディネーターを配置するなど支援を進めています。今後は、外部委員を含めた委員構成を検討し、関係機関の協議の場の運営体制の強化を図るとともに、医療的ケア児等コーディネーターの調整機能を活かし、医療的ケア児やその家族に対する総合的かつ包括的な支援の提供につなげていくことが求められます。
- ・台東区教育委員会では、令和4年12月に「区立学校等における医療的ケア児への支援に関する基本方針」を策定し、医療的ケア児及びともに学ぶ児童・生徒等にとってより良い支援体制の構築に向けた取り組みを実施しています。

《施策の取り組み》

【施策1】重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実

【施策1】重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実

《現状と課題》

- ・医療的ケア児が増加している状況を踏まえ、国においては、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援していくとともに、個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく支援が行われること等を基本理念に掲げた医療的ケア児支援法が令和3年度に施行されました。
- ・医療的ケアを必要とする児童は、必要な支援が一人ひとり異なり、また、成長 発達に伴って必要な支援が変わることから、常に児童の立場に立った支援や関 係機関の連携・情報共有が重要です。また、在宅で医療的ケアを行っている家 族の休息を目的とした家族支援も重要です。
- ・本区においては、医療的ケアを必要とする児童を受け入れている事業所に対する支援を行っており、今後も関係機関等と連携した支援を推進する必要があります。なお、第6期台東区障害福祉計画の期間中に、重症心身障害児等の受け



施策の方向性 10 重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実

入れを行う児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所が区内に各1 か所開設されました。

《主な取り組み》

No. 112 医療的ケア児支援のための協議の場の運営★

障害福祉課 など

コーディネーターの配置や外部委員を含めた協議の場を設置することにより、医療的ケア 児への適切な支援に向けた協議を行います。

No. 113 医療的ケア児支援のための看護師等の配置★

学務課 児童保育課

区立小中学校、幼稚園・保育園・こども園、こどもクラブ及び放課後子供教室に看護師等 を配置し、医療的ケア児に対して必要とする医療的ケアを実施します。

No. 69

医療的ケアに対応する施設への支援★【再掲】

P. 79 参照

No. 70

重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業【再掲】

P. 79 参照



基本目標IV

自立や生きがいに結びつく就労支援の充実

施策の方向性11 就労の場と機会の充実

- ・就労は、障害者が地域で自立して暮らしていくにあたり、自分の暮らしの充実や生きがいなどに結びつきやすい大きな要素です。障害者実態調査においても、障害者では、将来希望する日中の過ごし方で「仕事(一般就労)をしたい」が40.7%と最も高く、障害児では、今後、充実を希望するサービスとして「就職するための支援」が26.2%と上位にあげられており、障害者の就労に向けて様々な施策を通じた支援が求められています。
- ・就労への支援については、一般就労に向けた訓練や就労後の定着支援、福祉的就労など の障害者に対する施策があげられますが、障害者を雇用する企業や就労支援を進めてい く事業所に対する支援も必要となります。

《施策の取り組み》

【施策1】安心してチャレンジできる体制の整備

【施策2】就労意欲促進の取り組み

【施策3】地域のネットワークによる支援

【施策4】一般就労を継続できる支援体制の推進

【施策5】福祉的就労をしている障害者への支援

【施策1】安心してチャレンジできる体制の整備

《現状と課題》

- ・「一般就労により働きたい」と願う障害者が、安心して就労にチャレンジする ためには、個々の障害特性や能力に応じた支援が重要です。また、個々の状況 にあった就労のため、求職活動に対する支援や日常生活への支援が必要です。 このため特別支援学校との連携の強化や就労支援事業の充実が求められてい ます。
- ・令和4年の障害者総合支援法等の改正により、「就労選択支援」の創設、短時間 労働者(週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知 的障害者、精神障害者)の実雇用率算定、障害者雇用調整金等の見直しと助成 措置の強化が定められ、法定雇用率については段階的に引き上げが行われてい ます。今後も、障害者の就労機会の拡大とともに、企業等による職場定着の推 進など、雇用の質の向上に向けた取り組みについても、関係機関との連携を強 化し、支援の充実を図っていくことが重要となります。



施策の方向性 11 就労の場と機会の充実

・特別支援学校卒業者等が就労系障害福祉サービスを利用するためには、原則として、就労面のアセスメントが必要であり、適切であると認められる場合に就労継続支援事業を利用することになります。

《主な取り組み》

No. 114 就労支援室による就労相談

障害福祉課

障害者就労支援室では、一般就労を希望する障害者などに対して障害特性に応じた就労相談を行い、企業等とのマッチングや就労定着、生活支援などの支援に結びつけています。雇用情勢が厳しい中においても、障害者の一般就労を推進するため、今後も、東京障害者職業センター等の関係機関との連携を更に強化して、就労相談を実施します。

No. 115 支援員の資質向上、地域開拓促進コーディネーターの配置

障害福祉課

障害者就労支援室の支援員の更なる資質の向上に努め、各障害特性「身体障害・知的障害・精神障害(発達障害)」に応じた支援を実施します。また、企業等に対するアプローチを推進するため、専任の地域開拓促進コーディネーターの配置を継続します。

No. 116 就労アセスメント

障害福祉課 保健予防課

就労継続支援事業を希望する利用者が適切なサービスを受けられるような就労面のアセスメントを実施します。

No. 117 重度障害者等の就労支援★

障害福祉課

企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金(雇用助成金)を活用した職場介助や通勤援助をしても、更に支援を必要とする場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等に、通勤や職場での身体介護等をすることによって、重度障害者等の就労を支援します。



P. 99 参照



【就労相談の様子】



施策の方向性 11 就労の場と機会の充実

【施策2】就労意欲促進の取り組み

《現状と課題》

・障害者や家族の中には、就労に対する情報不足や、過去の経験から不安などを 抱えている人も多くいます。就労に対する不安を取り除くためにも、就労の体 験や就労情報の提供が重要となっています。

《主な取り組み》

No. 118 成人期の発達障害者への社会復帰相談事業

保健予防課

発達障害の診断を受けている人やその疑いがある人に対し、相談事業に加え、コミュニケーション能力及び対人関係能力の向上を図るプログラムとして「成人期の発達障害のための連続講座(ほっとすペーす虹)」を実施します。

No. 119 就労トレーニング

障害福祉課

区役所等で行う職場体験訓練である就労トレーニングを通じて、障害者の社会参加の場を 提供し、就労意欲の向上を図るとともに、一般就労に向けた支援を行います。

No. 120 障害者・関係者への情報提供

障害福祉課

障害者やその家族に対し、福祉作業所等と障害者就労支援室が連携し、一般就労へ向けた 支援や障害者雇用企業の紹介などの情報提供を実施します。また、地域自立支援協議会就労 部会において、講演会などを開催します。

No. 117 重度障害者等の就労支援★(再掲)

P. 112 参照



【施策3】地域のネットワークによる支援

《現状と課題》

- ・本区における雇用・労働に係る課題や地域のニーズについての意見交換の場として、ハローワーク、商工会議所、労働基準監督署等と台東区地域雇用問題連絡会議を設置しています。働き方の多様化等により、雇用・労働の課題も複雑化しており、様々な支援機関の連携強化が課題となっています。
- ・地域自立支援協議会においても、障害者雇用に関係する機関の連絡や課題など の協議を行う組織として、障害者就労支援室、福祉作業所、ハローワーク、企 業等による就労部会を設置し、就労支援に向けた各機関の意識や情報の共有化 を進めています。

《主な取り組み》

No. 121 地域の雇用機関等との連携の推進

産業振興課 障害福祉課

台東区地域雇用問題連絡会議、台東地区労働関係官公庁連絡会議及び地域自立支援協議会 就労部会を通じて地域の雇用機関等との連携を図りながら就労支援を行います。

No. 122 パローワークと連携し、障害者雇用促進に関する情報を発信

障害福祉課

ハローワークと連携し、障害者雇用促進に関する法改正などの情報を発信し、企業に対する る啓発に努めます。



施策の方向性 11 就労の場と機会の充実

【施策4】一般就労を継続できる支援体制の推進

《現状と課題》

- ・一般就労を継続するためには、日常の生活支援や悩みを気軽に相談できる体制 などの充実が求められています。
- ・就労支援は、一般就労までの支援だけでなく、就労後についても、ジョブコーチ等の職場訪問による障害者に対する職業生活や日常生活の支援及び就労先企業への支援が求められています。
- ・平成 30 年度より障害福祉サービスにおいて、就労定着支援が開始されたことにより、就労定着への支援体制が広がりました。障害者就労支援室では、平成16年度から就労定着への支援を実施しており、これまでの経験を活かし、障害者一人ひとりに寄り添いながら、引き続き支援を行っています。
- ・令和4年度の障害者総合支援法、障害者雇用促進法の改正により、障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法の見直しが行われるとともに、企業が実施する職場定着等の取り組みに対する助成措置の強化が図られ、雇用の継続・定着を後押しする環境の整備が進められています。

《主な取り組み》

No. 123 一般就労者交流会の充実

障害福祉課

障害者就労支援室が相談支援事業所と連携して、一般就労に関して気軽に相談できたり、 お互いの悩みを相談し合ったりすることで、仲間づくりができる「一般就労者交流会」を実 施するとともに、ビジネスマナー等の勉強会等を実施します。

No. 124 就労後の定着支援や生活支援

障害福祉課

障害者就労支援室の支援員が一般就労している障害者の職場に定期的に訪問し、就労定着できるよう支援します。就労中の障害者の日常生活支援については、障害者就労支援室と関係事業所、相談支援事業所等が連携し、相談支援などを行います。

P. 112 参照



【施策5】福祉的就労をしている障害者への支援

《現状と課題》

- ・障害者が安心して働くことができる環境を確保するためには、就労継続支援事業所等が継続・安定して運営できることが必要です。また、就労継続支援事業所等で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら、地域における自立した生活の実現をめざすため、工賃向上への取り組みを行う福祉作業所等を支援することも重要です。
- ・障害者の重度化・高齢化により、就労継続支援事業所での就労を続けたくても 通所が困難な利用者が増加していることから、多機能型事業所や移動支援の活 用など、通所を継続するための仕組みづくりについても検討が必要となってい ます。
- ・平成 25 年に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)」が施行されたことにより、本区においても「台東区による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進しています。

《主な取り組み》

No. 125 福祉作業所等工賃向上支援

障害福祉課

東京都や他区市町村と連携して受注促進を行うとともに、共同受注に対応できる作業場兼 倉庫を引き続き確保することで、利用者への仕事量の安定化を図ります。また、経営改善や 自主製品の開発に意欲的な福祉作業所等には、講習会や中小企業診断士による経営コンサル ティング、デザイナー・クリエイターによる自主製品の高付加価値化などの支援を実施しま す。

No. 126 就労継続支援事業所、地域活動支援センターへの支援

障害福祉課 保健予防課

日中活動の場として、福祉的就労を担っている就労継続支援事業所、地域活動支援センターが、安定して運営できるように必要な支援を行います。



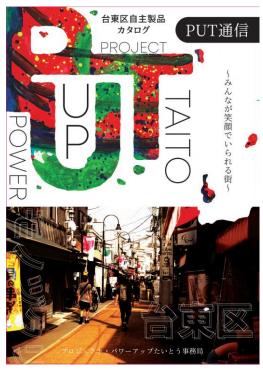
施策の方向性 11 就労の場と機会の充実

No. 127	移動支援の充実の検討★	障害福祉課 保健予防課
		אם נאן ני באואו
障害者(児	記)への移動支援の充実を検討します。 記)への移動支援の充実を検討します。	

No. 128 障害者就労施設等からの優先調達の推進

障害福祉課

障害者優先調達推進法に基づき、本区の調達方針を毎年度策定し、区が物品やサービスを 調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進します。



【福祉作業所等が制作する自主製品のPR冊子(PUT通信)】



第5章 成果目標と活動指標



第5章

成果目標と活動指標

第6期障害福祉計画における目標の進捗状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 成果目標

- ・令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点から4.4%(7人)以上削減する。
- ・令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者から5.7%(8人)以上を地域移行す る。

■ 達成状況

項目	目標値	実績(見込み)
令和元年度末時点の入所者数	138	人
令和5年度末時点の入所者数(見込み)	131人	127人
施設入所者数の増減(令和5年度末目標値)	7人減	11 人減(達成)
地域生活移行者数(令和5年度末目標値)	8人	9人(達成)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 成果目標

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関 係者による協議の場を活用し、年1回協議を行う。

■ 達成状況

・精神保健福祉連絡協議会を年1回開催し、精神保健福祉相談の進捗状況、障害福祉サービ ス等の利用状況など、台東区における精神保健福祉について報告を行い、関係機関と連携 を図った。(達成)



(3) 地域生活支援拠点等の整備

■ 成果目標

- ・令和5年度末までに地域生活支援拠点を1箇所設置する。
- ・地域生活支援拠点の運用状況についての検証・検討を年1回行う。

■ 達成状況

- ・既存施設等を有効活用し、複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」での整備を令 和2年度末に完了。(達成)
- ・地域自立支援協議会の専門部会(相談支援部会)において、令和3年度から令和4年度にかけて、地域生活支援拠点を検討テーマとし、緊急時の支援が必要な障害者について、実施機関の間で把握するための情報提供書及び利用者とその家族に向けた啓発用チラシを作成した。また、緊急時の相談や受け入れ等、拠点の機能を構成する機関の実績と課題について、区より地域自立支援協議会に報告し、意見をいただいている。(達成)

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 障害者就労支援室登録者の年間一般就労移行者数

■ 成果目標

・令和5年度における障害者就労支援室登録者の年間一般就労移行者数を 30 人とする。

達成状況

項目	目標値実績(見込み)	
令和元年度の年間一般就労移行者数(実績値)	28 人	
令和5年度における年間一般就労移行者数	30人 43人(達成)	

② 就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

■ 成果目標

・令和5年度における就労移行支援事業利用者の一般就労移行率を45%とする。

■ 達成状況

項目	目標値実績(見込み)	
令和元年度における就労移行支援事業利用者の 一般就労移行率(実績値)	35%	
令和5年度における就労移行支援事業利用者の 一般就労移行率	45%	33.6%(未達成)



③ 就労定着支援事業利用者数

■ 成果目標

・令和5年度における就労定着支援事業利用者数を16人とする。

■ 達成状況

項目	目標値	実績(見込み)
令和元年度の就労定着支援事業利用者数(実績値)	14人	
令和5年度における就労定着支援事業利用者数	16人	43 人(達成)

④ 就労定着支援事業所の就労定着率

■ 成果目標

・令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上となる事業所の割 合を70%とする。

■ 達成状況

項目	目標値	実績(見込み)
令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定 着率が8割以上となる事業所の割合	70%	100%(達成)



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの整備

■ 成果目標

・ 令和5年度末までに児童発達支援センターの整備を検討する。

達成状況

- ・児童発達支援センターの整備については、(仮称)北上野二丁目福祉施設の整備検討において、必要な機能や運営形態などの課題を洗い出しながら、検討を進めている。(達成)
- ② 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

■ 成果目標

・令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び重症心身障害児を 支援する放課後等デイサービス事業所を確保する。

■ 達成状況

- ・令和2年度より助成制度を拡充し、児童発達支援事業所を令和3年度に1か所確保した。 放課後等デイサービス事業所は令和6年1月に確保を見込んでいる。(達成)
- ③ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

成果目標

・令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

■ 達成状況

・医療的ケア児支援を行う事業所等へのヒアリングを実施するなど、コーディネーターの役割や職種、配置場所等の検討を進め、令和5年4月より、医療的ケア児等コーディネーターを配置している。(達成)



(6) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標

・相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みを推進する。

■ 達成状況

・地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言を行ったほか、基幹相談支援 センターにおいて相談支援専門員向けの研修やスーパーバイザーを活用した事例検討会 を実施した。また、地域自立支援協議会の専門部会(相談支援部会)や相談支援専門員連 絡会(精神)等を引き続き実施するなど、相談支援体制の充実及び強化等に向けた取り組 みを推進している。(達成)

(7)障害福祉サービス等の質の向上

■ 成果目標

・障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みを推進する。

■ 達成状況

・特別区研修所の障害者保健福祉研修及び専門研修、区分認定調査員研修等に参加し、障害 福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みを推進している。(達成)



2 第7期障害福祉計画における目標【成果目標】

障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に 基づく市町村障害児福祉計画の目標について、国の基本指針や東京都の基本的な考え 方をもとに、過去の実績や地域の実情等を考慮し、令和8年度を目標年度として、本 区の目標を設定しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
令和8年度末の 施設入所者数	123 人	令和4年度末時点(130人)から5%以上削減
令和8年度末までの 地域生活移行者数	8人	令和4年度末の施設入所者(130 人)の6%以上が、施設からグループホーム等へ地域移行

○目標達成のための方策

- ・在宅でサービスを受けられる環境やグループホームなど居住環境の計画的な整備ととも に、一般住宅等への入居を支援する住宅相談を実施することにより、住まいの確保に努 めます。
- ・安心生活支援事業の実施により、地域移行を推進します。
- ・一人ひとりの障害の特性や必要性に応じた様々なサービスを調整し支援する相談支援体制の充実や、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能 強化を図ります。
- ・地域生活支援拠点の運用の中で、自立を希望する人への支援の充実を図ります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目 標 値

入院が長期化した精神障害者が、治療や必要なサービスを受けながら地域で安心して生活できるよう、地域移行支援・地域定着支援・措置入院患者退院支援を実施する

○目標達成のための方策

・差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会を構築し、精神障害者が地域 の一員として安心して暮らすことができるよう、引き続き精神障害にも対応した地域包 括ケアシステムを構築していきます。



(3) 地域生活支援の充実

目標値	
令和8年度末までに地域生活支援拠点を設置	設置済
令和8年度末までに拠点コーディネーターを配置	配置
地域生活支援拠点の運用状況についての検証・検討	年1回
強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援 体制の整備を進める	実施

- ・地域自立支援協議会の専門部会等の場を用いて、地域生活支援拠点の運用状況の検証を 行い、その課題の対応を検討します。
- ・拠点コーディネーターの役割や配置場所等の具体的な検討を進めるとともに、より効果 的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築していきます。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 年間一般就労移行者数

目標値		設定の考え方
令和8年度における障害者就労支援室 登録者の年間一般就労移行者数	54 人	令和3年度の年間一般就労移 行者数(42人)の1.28倍以上
令和8年度における就労移行支援事業 所の年間一般就労移行者数	22 人	令和3年度の年間一般就労移 行者数(17人)の1.28倍以上

② 事業所割合

目標値		設定の考え方
就労移行支援事業利用終了者に占める 一般就労へ移行した者の割合が5割以 上の事業所の割合	50%以上	国基本指針のとおり

③ 一般就労移行後の定着支援

目標値		設定の考え方
令和8年度における就労定着支援事業 利用者数	55 人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数(39人)の1.41倍以上
就労定着率7割以上の就労定着支援事 業所の割合	25%以上	国基本指針のとおり

- ・障害者就労支援室を中心として就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の地域の障害者就労関係機関とのネットワークを強化し、地域全体として支援の質の向上を目指します。
- ・地域自立支援協議会の専門部会(就労部会)にて事例検討を実施し、各事業者間で支援 方法などの意見交換をすることで、より良い支援を目指します。
- ・就労希望者が就労先や働き方をより適切に検討・選択できるように、就労アセスメント の更なる充実に努めます。



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの整備

目標

令和8年度末までに児童発達支援センターを設置

② 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

目 標

令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援等の確保

放課後等デイサービス事業所を確保する

目 標 値 令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援及び

確保済

- ・(仮称) 北上野二丁目福祉施設の整備に合わせて児童発達支援センターの設置を検討し ます。
- ・保育所等に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能の充実を 図るとともに、保育所等訪問支援等を活用し、育ちの場において連携しながら支援を行 う体制構築を進めます。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

目標値	
令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置	設置済
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制 を確保する	実施
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の 開発・改善	実施

○目標達成のための方策

- ・基幹相談支援センターを運営し、相談支援事業所の資質向上やネットワークの強化を図ります。
- ・引き続き、スーパーバイザーの活用等により、基幹相談支援センターの機能強化を実現 し、障害者等の相談、情報提供、助言を行うほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整 や、関係機関の連携の支援、多彩な相談支援に対応する人材育成、相談員を対象とした 研修などを行います。
- ・地域自立支援協議会において、様々な相談機関との連携を強化するとともに、NPO法 人や民間事業所等とのネットワークを充実します。
- ・基幹相談支援センターにおける研修会、地域自立支援協議会の専門部会における事例検 討や講演会等を通じて、相談支援専門員の資質向上を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

目 標 値

サービスの質向上のための体制を構築する

- ・東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ区職員が参加することで、障害者総 合支援法の具体的内容の理解促進を図ります。
- ・障害福祉サービス等事業所に対して、適切なサービス提供が行われているか計画的に指 導検査を行い、サービスの質の向上を図ります。



第7期障害福祉計画の成果目標に関わる国の指針(抜粋)

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数を6%以上、地域生活へ移行する。
- ・令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制 を構築するために必要となる、「協議の場の一年間の開催回数」「協議の場への保健、医療、福祉、 介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数」「協議の場における目標設定及び評価の実施 回数」の見込みを設定する。
- ・現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち「地域移 行支援」「地域定着支援」「共同生活援助」「自立生活援助」「自立訓練(生活訓練)」の利用が見 込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

(3)地域生活支援の充実

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネ ーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以 上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- ・令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域においてその状況や支 援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数を、令和8年度までに令和3年度実績の1.28倍以上とする。 そのうち、就労移行支援事業は 1.31 倍以上、就労継続支援A型事業については、概ね 1.29 倍 以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上とする。
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、就 労移行支援事業所の5割以上とする。
- ・令和8年度までに、令和3年度の就労定着支援事業の利用者数実績の1.41倍以上とする。
- ・就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労 定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末 までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する。



- ・障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に 設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活 用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン)を推進する体制を構築する。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。
- ・各都道府県、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

- ・令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・協議会(地域自立支援協議会)において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

(7)障害福祉サービス等の質の向上

・令和8年度末までに、都道府県や市町村においてサービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。



(1)施設入所者の地域生活への移行等

ア 訪問系サービス

① 必要な量の見込み

			実績		見込み				
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
居宅介護	月間 利用量 (時間)	2, 539	2, 937	3, 205	3, 498	3, 769	4, 065		
	利用者数 (人)	225	243	261	280	令和 7年度	315		
重度訪問介護	月間 利用量 (時間)	10,715	11, 101	11, 796	12, 597	12,950	13, 314		
	利用者数 (人)	34	33	36	37	令和 7年度 3,769 297 12,950 37 851 66 24 1	37		
同行援護	月間 利用量 (時間)	703	779	847	871	851	877		
	利用者数 (人)	57	61	63	65	令和 7年度 3,769 297 12,950 37 851 66 24	68		
行動援護	月間 利用量 (時間)	25	24	24	24	24	24		
	利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1		
重度障害者等包括 支援	月間 利用量 (時間)	0	0	0	0	0	0		
XIX	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0		

② 見込み量確保のための方策

・安定したサービスの供給にはそれを担う人材が必要なことから、ヘルパーの養成研 修の実施をはじめ、人材確保に向けて取り組みます。



イ 日中活動系サービス

① 必要な量の見込み

			実績		見込み			
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
	月間利用量 (日)	5, 742	5, 829	6, 001	6,039	6,077	6, 115	
生活介護	(上記のうち) 重度障害者の 月間利用量	1, 290	1, 234	1, 584	1,603	1,622	1,622	
工心儿丧	利用者数 (人)	304	307	316	318	320	322	
	(上記のうち) 重度障害者の 利用者数	66	64	76	77	78	78	
自立訓練	月間利用量 (日)	3	28	28	28	28	28	
自立訓練	利用者数 (人)	1	4	4	4	4	4	
自立訓練	月間利用量 (日)	809	791	807	908	911	914	
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	66	74	75	74	74	74	
療養介護	利用者数 (人)	24	23	23	23	23	23	
	月間利用量 (日)	327	412	424	437	450	463	
短期入所	(上記のうち) 重度障害者の 月間利用量	110	86	64	64	64	64	
(福祉型)	利用者数 (人)	74	87	89	92	95	98	
	(上記のうち) 重度障害者の 利用者数	11	10	8	8	8	8	
	月間利用量 (日)	23	16	16	37	37	37	
短期入所	(上記のうち) 重度障害者の 月間利用量	23	16	16	37	37	37	
(医療型)	利用者数 (人)	7	6	6	11	11	11	
	(上記のうち) 重度障害者の 利用者数	7	6	6	11	11	11	



② 見込み量確保のための方策

- ・生活介護等の日中活動系サービスは、利用者が希望に応じたサービスを利用できる よう、障害児の特別支援学校等卒業後の進路等も考慮し、今後の利用者数の動向を 見ながら、事業所と連携し、必要量を確保していきます。
- ・施設整備については、障害者等のニーズを踏まえ、民間活力や区有地・区有施設を 活用した施設整備について検討します。

ウ 居住系サービス

① 必要な量の見込み

			実績		見込み				
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
自立生活援助	利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1		
	利用者数 (人)	250	259	284	298	304	310		
共同生活援助	(上記のうち) 重度障害者の 利用者数	4	9	10	10	10	10		
施設入所支援	利用者数 (人)	135	130	127	126	125	123		

② 見込み量確保のための方策

・障害者の高齢化に伴い必要となる対応も踏まえながら、障害特性ごとのニーズを把 握し、グループホームの整備を進めます。



エ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

① 必要な量の見込み

			実績			見込み			
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
計画相談支援	月間 利用者数 (人)	61	70	76	83	84	85		
地域移行支援	月間 利用者数 (人)	1	2	2	2	2	2		
地域定着支援	月間 利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0		

② 見込み量確保のための方策

- ・基幹相談支援センターの機能強化や、区内相談支援事業所の体制強化の支援を図 り、 必要量を確保していきます。
- ・相談支援専門員を増員するなど、人材確保を行う事業所に補助金を交付し、区内相 談支援体制の充実を図ります



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 必要な量の見込み

			実績			見込み	
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	年間 開催回数 (回)	1	1	1	1	1	1
保健・医療及び福 祉関係者による協 議の場	参加者数 (人)	17	16	16	16	16	16
	評価実施 回数(回)	2	1	1	1	1	1
精神障害者の地域 移行支援	利用者数 (人)	1	2	2	2	2	2
精神障害者の地域 定着支援	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
精神障害者の共同 生活援助	利用者数 (人)	74	78	98	100	100	100
精神障害者の自立 生活援助	利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1
精神障害者の自立 訓練(生活訓練)	利用者数(人)	60	65	66	75	75	75

② 見込み量確保のための方策

- ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよ う、国が掲げる地域包括ケアシステムを引き続き構築していきます。
- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、地域の課題を共有するとともに、 精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、行政などの関係者のネットワー クを強化します。
- ・長期入院者が退院後地域で安心して暮らすため、グループホームをはじめとする社 会資源を活用しながら地域移行支援を行っていきます。



(3)地域生活支援の充実

① 必要な量の見込み

			実績		見込み			
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
地域生活支援拠点等の 設置箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1	
拠点コーディネーター の配置人数	配置人数 (人)	_	_	_	0	0	1	
地域生活支援拠点等の 検証・検討	実施回数 (回)	1	1	1	1	1	1	

② 見込み量確保のための方策

- ・地域自立支援協議会の専門部会等の場を用いて、地域生活支援拠点の運用状況の検 証を行い、その課題の対応を検討します。(再掲)
- ・拠点コーディネーターの役割や配置場所等の具体的な検討を進めるとともに、より 効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築していきます。(再掲)



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 必要な量の見込み

			実績		見込み		
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労選択支援	利用者数 (人)	_	_	_	_	5	5
就労移行支援	月間利用量 (日)	954	1, 291	1, 309	1, 399	1,408	1, 417
	利用者数 (人)	101	116	117	125	126	127
就労継続支援 (A型)	月間利用量 (日)	357	323	317	317	317	317
	利用者数 (人)	24	21	21	21	21	21
就労継続支援 (B型)	月間利用量 (日)	4, 273	4, 238	4, 365	4, 550	4,630	4, 711
	利用者数 (人)	288	310	324	339	344	349
就労定着支援	利用者数 (人)	39	42	42	42	42	42

② 見込み量確保のための方策

- ・障害者就労支援室を中心として就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の地域 の障害者就労関係機関とのネットワークを強化し、地域全体として支援の質の向上 を目指します。(再掲)
- ・地域自立支援協議会の専門部会(就労部会)にて事例検討を実施し、各事業者間で 支援方法などの意見交換をすることで、より良い支援を目指します。(再掲)
- ・就労希望者が就労先や働き方をより適切に検討・選択できるように、就労アセスメントの更なる充実に努めます。(再掲)
- ・就労継続支援B型事業所での就労を継続できるよう、移動支援事業の充実を検討します。



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 必要な量の見込み

			実績			見込み	
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	月間 利用量 (日)	844	1,068	1, 184	1,303	1,446	1,605
	利用者数 (人)	235	261	289	321	356	395
医療型児童発達支援	月間 利用量 (日)	13	14	15	15	15	15
1/2	利用者数 (人)	2	4	4	4	4	4
放課後等デイサー ビス	月間 利用量 (日)	2, 092	2, 297	2, 457	2, 599	2, 677	2, 759
	利用者数 (人)	257	262	282	299	306	314
保育所等訪問支援	月間 利用量 (日)	6	10	10	11	14	18
	利用者数 (人)	10	13	14	15	20	27
居宅訪問型児童発 達支援	月間 利用量 (日)	5	9	9	5	5	5
是又 [及	利用者数 (人)	3	5	5	4	4	4
障害児相談支援	利用者数 (人)	13	15	16	18	19	20
発達障害児支援: ペアレントトレー ニング・プログラ ム等	実施回数(回)	1	2	2	4	4	4
医療的ケア児等支援: コーディネー ター配置	配置人数 (人)	0	0	3	3	3	3

② 見込み量確保のための方策

・重症心身障害児や医療的ケア児等に対応する事業所の確保を進めるとともに、保育 所等訪問支援を実施する事業所を整備するなどして、見込み量の確保を進めます。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 必要な量の見込み

			実績		見込み				
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
総合的・専門的な相談支 援	実施有無	有	有	有	有	有	有		
地域の相談支援事業者に 対する訪問等による専門 的な指導・助言	件数 (件)	12	12	12	12	12	12		
地域の相談支援事業者の 人材育成に対する支援	支援件数 (件)	2	4	5	7	15	15		
地域の相談機関との連携 強化の取組	実施回数 (回)	27	27	27	27	27	27		
個別事例の支援内容の検 証の実施回数	実施回数 (回)	16	17	17	17	17	17		
基幹相談支援センターに おける主任相談支援専門 員の配置人数	配置人数(人)	0	0	0	0	0	0		
協議会における相談支援 事業所の参画による事例	実施回数 (回)	4	4	4	4	4	4		
検討実施回数及び参加事 業者・機関数	参加事業 者・機関数	13	14	16	16	16	16		
協議会の専門部会の設置	設置数	3	3	3	3	3	3		
数及び実施回数	実施回数 (回)	35	35	36	36	36	36		
基幹相談支援センターの 設置	設置有無	有	有	有	有	有	有		

② 見込み量確保のための方策

- ・基幹相談支援センターの機能強化を図り、障害者等の相談、情報提供、助言を行う ほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、多様な相談 支援に対応できる人材育成、相談員を対象とした研修などを行います。
- ・地域自立支援協議会において、障害者相談員、民生委員・児童委員など、様々な相 談機関や福祉施設との連携を強化するとともに、NPO法人や民間事業所等とのネ ットワークを充実し、連携強化に取り組みます。



(7) 障害福祉サービス等の質の向上

① 必要な量の見込み

			実績	見込み			
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害福祉サービス等に 係る各種研修の活用	職員研修 参加人数 (人)	36	56	27	27	27	27

② 見込み量確保のための方策

・障害者総合支援法の具体的内容の理解促進のため、都が実施する障害福祉サービス 等に係る研修に、区職員の計画的な参加を図ります。



① 必要な量の見込み

			実績			見込み	
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用 支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度法人 後見支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援 事業	箇所	7	7	7	7	7	7
基幹相談支援 センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援セ ンター等機能強 化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援 事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣	年間 延人数 (人)	664	602	564	564	564	564
事業	利用者数 (人)	23	21	28	28	28	28
手話通訳者設置 事業	実設置者数 (人)	3	3	3	3	3	3
要約筆記者派遣	年間 延人数 (人)	6	1	18	18	18	18
事業	利用者数 (人)	2	1	3	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	奉仕員 新規登録 者数 (人)	0	1	2	2	2	2



				実績		見込み			
	サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
日	常生活用具給付等事業								
	介護・訓練支援用具	年間 給付件数 (件)	7	12	14	16	16	16	
		給付者数 (人)	4	10	12	14	14	14	
	自立生活支援用具	年間 給付件数 (件)	27	23	25	27	27	27	
		給付者数 (人)	23	20	22	24	24	24	
	在宅療養等支援用具	年間 給付件数 (件)	77	85	87	89	89	89	
		給付者数 (人)	19	23	25	27	27	27	
	情報・意思疎通支援 用具	年間 給付件数 (件)	26	29	31	33	33	33	
		給付者数 (人)	22	25	27	29	29	29	
	排泄管理支援用具	年間 給付件数 (件)	3, 155	3, 038	3, 040	3, 042	3, 042	3, 042	
		給付者数 (人)	293	287	289	291	291	291	
	居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	年間 給付件数 (件)	4	3	5	5	5	5	
	加六 (住宅以修复) 	給付者数 (人)	4	3	5	5	5	5	
移	動支援事業	年間 延時間数 (時間)	17, 944. 5	20, 799	23, 887	24, 209	24, 442	24, 677	
		利用者数 (人)	180	204	213	219	203	227	
通:	学支援事業	年間 延時間数 (時間)	3, 192. 5	3, 047	3, 234	3, 585	3, 839	4, 111	
		利用者数 (人)	23	22	24	31	33	35	
†#b+	域活動支援センター	実施 箇所数 (箇所)	3	3	3	3	3	3	
۔ کام	~ਆ□判入]及 ビノ ノ	年間 延利用者数 (人)	9723	9, 803	9, 975	9, 891	9, 891	9, 891	



			実績			見込み	
サービス名	() 年延(利 利 利 利 利 利 () 行年人() 用人() 年用人() 月用() 月用() 年用() 年付件() 日数() 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
福祉ホーム		156	156	156	156	156	156
	(* '/	13	13	13	13	13	13
訪問入浴サービス	延人数 (人)	641	650	750	750	750	750
		10	9	10	10	10	10
自動車運転免許取得・ 改造助成	利用者数(人)	0	0	3	4	4	4
日中一時支援	利用日数(日)	37	42	45	49	53	57
口中 时又派	利用者数(人)	8	11	12	13	14	15
文化芸術活動振興	利用者数(人)	120	899	825	825	825	825
紙おむつ給付事業	給付件数 (件)	1,166	1, 150	1,200	1, 250	1, 300	1, 350
	給付者数 (人)	106	108	110	112	114	116
安心生活支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
障害者虐待防止対策支援	実施有無	有	有	有	有	有	有

② 見込み量確保のための方策

- ・手話通訳派遣の安定的な供給に向け、手話講習会をレベル別に開催し、手話通訳者 の育成を計画的に進めます。
- ・日常生活用具等給付事業については、必要とする障害者に支障が生じないように、 必要量を確保していきます。また、ニーズや実用性などをふまえ、必要に応じて指 定品目の見直しを図ります。
- ・移動支援事業等のサービスを安定的に供給できるよう、サービスの担い手であるヘルパーの確保が必要なため、ヘルパーの養成研修や資格取得支援を実施するなど、 人材確保に向けて取り組んでいきます。



第6章 計画の推進に向けて



第6章

計画の推進に向けて

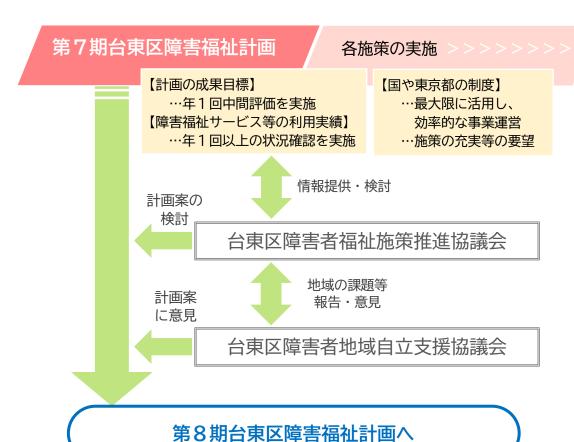
1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や東京都の制度を最大限活用することにより、効率的な事業運営を目指します。また、障害者福祉施策の充実や制度の見直しについて、必要に応じて国や東京都に要望していきます。

本計画の見直しに際しては、推進協議会における議論を中心に、障害者や家族、障害者団体など幅広い区民の意見を踏まえ、検討します。

また、地域自立支援協議会からも意見や地域の課題等について聴取し、推進協議会で審議します。

■ 計画の推進体制のイメージ





PDCAサイクルとは、PはPlan、DはDo、CはCheck、AはActを示す略語で、業務を円滑に進めるため、

- (1) 計画を立て (Plan)、その計画に基づいて
- (2) 施策を実行し(Do)、
- (3) 実行した施策について評価を行い(Check)、評価の結果、
- (4) 改善が必要な部分はないかを検討(Act)

することで、次の計画策定(新しい"Plan")に役立てるものです。

障害福祉計画の策定にあたっては、このPDCAサイクルの考え方に基づき、成果 目標及び活動指標について、定期的な評価、見直しを行うことが国の基本指針で示さ れています。本計画においても、この考え方に基づき、障害者施策を進めてまいりま す。

・「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービス等の見込量の設定やその他確保方策等を定める。

・計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

Plan(計画)

Act(改善)

・中間評価等の結果を踏まえ、必要が あると認めるときは、計画の変更や 事業の見直し等を実施する。

Do(実行)

Check(評価)

- ・成果目標及び活動指標については、少な くとも1年に1回実績を把握し、分析・ 中間評価を行う。
- ・中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、結果について公表することが望ましい。
- ・活動指標はより高い頻度で障害種別ごと に実績を把握し、見込量の達成状況等の 分析・評価を行うことが望ましい。



第7期台東区障害福祉計画(令和6年度~令和8年度)

中間のまとめ

編集・発行 台東区福祉部 障害福祉課

健康部 保健予防課

〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6

※この冊子は、再生紙を使用しています。

